

平成29年 渡嘉敷村議会会議録

第7回定例会（12月12日～13日）

2日間

渡嘉敷村議会

目 次

平成29年第7回定例会（12月12日）（1日目）

平成29年第7回渡嘉敷村議会定例会会期日程	1
出席議員	2
議事日程第1号	3
日程第1 会議録署名議員の指名	4
日程第2 会期の決定	4
日程第3 議長諸般の報告	4
日程第4 村長行政報告	5
日程第5 一般質問	7
日程第6 報告第5号 平成28年度渡嘉敷村繰越明許費繰越計算書の再調整について	43
日程第7 報告第6号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の修正報告について	44
日程第8 議案第39号 南部広域行政組合規約の変更について	44
日程第9 議案第40号 渡嘉敷村観光案内休憩所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	45
日程第10 議案第41号 平成29年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第4号)について	46
日程第11 議案第42号 平成29年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第3号)について	49
日程第12 議案第43号 平成29年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	49
日程第13 議案第44号 平成29年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について	50
日程第14 議案第45号 平成29年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第3号)について	51
日程第15 議案第46号 平成29年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	52
日程第16 議案第47号 渡嘉敷村過疎地域自立促進計画の変更について	53
日程第17 議案第48号 工事請負変更契約(村道阿波連線改良工事上部工P1～A2工事)について	53
日程第18 発議第2号 米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議	55
日程第19 発議第3号 普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する抗議決議	56
日程第20 発議第4号 在沖米海兵隊による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議	58

平成29年

第7回渡嘉敷村議会定例会

第1日目

12月12日

平成29年第7回渡嘉敷村議会（定例会）会期日程

会期 2日間
 自 平成29年12月12日
 至 平成29年12月13日

月 日	曜 日	区 分	日 程
12月12日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 村長行政報告 一般質問 報告第5号 報告第6号 議案第39号 議案第40号 議案第41号 議案第42号 議案第43号 議案第44号 議案第45号 議案第46号 議案第47号 議案第48号 発議第2号 発議第3号 発議第4号

平成29年第7回渡嘉敷村議会定例会は
平成29年12月12日(火)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期2日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	宮平鉄哉	出	5	當山清彦	出
2	島村武	出	6	與那嶺雅晴	出
3	平田春吉	出	7	玉城保弘	出
4	小嶺勉	出			

出席議員7名

会議録署名議員 2番 島村武議員 3番 平田春吉議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	松本好勝	経済建設課長	新垣聡
副村長	大城良孝	教育課長	座間味秀勝
教育長	宮平昌治	民生課長	金城満
総務課長	神里敏明	船舶課長	島村清
会計課長	我喜屋元作	商工観光課長	小嶺哲雄

終了：12月12日(火曜日)午後4時00分

平成29年第7回渡嘉敷村議会定例会議事日程
平成29年12月12日（火） 午前10時00分開議

会議に付した事件は次のとおりである。

(第1号)

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定について
第3		議長諸般の報告
第4		村長行政報告
第5		一般質問について
第6	報告第5号	平成28年度渡嘉敷村繰越明許費繰越計算書の再調整について
第7	報告第6号	平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の修正報告について
第8	議案第39号	南部広域行政組合格約の変更について
第9	議案第40号	渡嘉敷村観光案内休憩所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
第10	議案第41号	平成29年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第4号)について
第11	議案第42号	平成29年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第3号)について
第12	議案第43号	平成29年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
第13	議案第44号	平成29年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
第14	議案第45号	平成29年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
第15	議案第46号	平成29年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
第16	議案第47号	渡嘉敷村過疎地域自立促進計画の変更について
第17	議案第48号	工事請負変更契約(村道阿波連線改良工事上部工P1～A2工事)について
第18	発議第2号	米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議
第19	発議第3号	普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する抗議決議
第20	発議第4号	在沖米海兵隊による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議

○ 玉城保弘議長

おはようございます。

ただいまから、平成29年第7回渡嘉敷村議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番島村武議員、3番平田春吉議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの2日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、会期は、本日から12月13日までの2日間に決定いたしました。

日程第3、議長の諸般の報告を行います。

月例出納検査の結果報告について地方自治法第235の2第3項の規定により、村監査委員から平成29年9月分、10月分、11月分の月例出納検査の結果報告があります。議員控室に配置をし、閲覧できるようにしてありますので、ご参考にしてください。

それでは9月定例会以降の会務報告を行います。

9月21日、村主催敬老会に議員が出席をしております。

9月30日、阿波連小学校運動会に議長他、議員が応援激励に参加をしております

10月7日、渡嘉敷幼稚園小中学校運動会に議長他、議員が応援激励に参加をしております。

10月10日、平成29年度南部地区市町村議長会に議長が出席をしております。

10月11日、沖縄県町村議会議長会定例理事会、定例総会が開催され議長と事務局長が出席をしております。

10月12日、沖縄県町村議会議員研修会、糸満市の方で開催され議長、議員、事務局長が参加をしております。

10月18日、平成29年第6回渡嘉敷村議会臨時議会が開催されております。

同日、議員協議会も開催をしております。

10月24日、平成29年度南部離島町村長、議長、協議会が管内離島行政視察研修及び臨時総会が座間味村で開催され議長が出席をしております。

10月27日、カジマヤー祝パレードが行われ、議長が参加をしております。

11月6日、平成29年第1回子ども議会が開催され、議長、議員が傍聴しております。

11月15日、村職員住宅地鎮祭に、議長、他議員が出席されております。

11月16日～17日、石垣市において町村議会事務局長会議・研修会が行われ事務局長が参加をしております。

11月19日～20日、地方自治法70周年記念式典が東京都であり、議長が主席をしております。

11月21日、第36回離島振興市町村議会議長全国大会が東京都で開催され議長が出席をしております。

11月22日、第61回町村議長全国大会が同じく東京都であり議長が出席をしております。

同日、渡嘉敷幼稚園小中学校の学習発表会があり、議員が激励参加をしております。

12月2日、阿波連郷友会総会に議長が出席をしております。

以上、報告を終わります。

○ 玉城保弘議長

日程第4、村長の行政報告を行います。松本好勝村長。

○ 松本好勝村長

改めましておはようございます。それでは平成29年12月12日開催の村議会9月定例会以降の行政報告をいたします。

9月21日、村敬老会、台風18号の影響により当初の予定を延期しておりましたが、村老人クラブ連合会創立50周年記念事業と合わせて実施をいたしました。

9月30日、阿波連小学校運動会。

10月1日、島尻郡体育協会、陸上競技大会、大城副村長が出席をしております。なおこの大会に村代表として選手派遣、40代800m与那嶺悟君3位。一般男子10000m大城絢也君2位。そして重量挙げ富里拓己君などが参加をし、それぞれ好成績でありましたので、本人たちもこれで自信がついたのではないかなというふうに思っております。

10月2日、農業委員会委員への辞令交付。村臨時職等への辞令交付。

それから、かりゆしグループより創業50周年感謝祭において、本村と座間味村が感謝の記念品を受領をいたしました。

10月3日、県港湾協会の監査がありまして、私と与那原町の古堅町長とで監査を実施しております。

10月7日、渡嘉敷幼少中学校運動会。

10月12日、県港湾協会理事会総会等が行われ、視察参加をしております。

10月13日、公益社団法人、沖縄県地域振興協会、これは旧対米請求権事業協会ですけれども、今年の4月1日より名称替えをしております。の理事会がありました。主席をいたしました。これは中学生の海外ホームステイとか、あるいはまたスキー体験学習等の助成をさせていただいております。

10月18日、村議会臨時会。

10月22日、衆議院議員選挙投開票が実施されました。これは台風21号の接近に伴い沖縄

県の一部離島地域では前日から投票が行われたようですが、本村では大きな影響はありませんでした。

10月24日、南部離島町村長議長連絡協議会が、お隣、座間味村で行われ議長と共に副村長が参加をしております。

同日、7月以降まとまった雨が降らず水源が危機的状況にあるため経済建設課長補佐等を伴って、沖縄県保健医療部、衛生薬務課及び沖縄県企業局等に参上し、村内三取水堰の40%前後の水位報告と今後の渇水に対する必要な応急対策の協議を行いました。

10月25日～26日、経済と暮らしを支える港づくり全国大会が東京であり、参加をしております。

10月26日、門元トミさんカジマヤー村内パレードが行われております。

10月27日、とかしきマラソンチャリティーゴルフ大会を西原町で行いました。台風22号の接近に伴う風雨の中ではありませんでしたが、実施することができました。

10月31日、とかしきマラソンに対する協力願いのため、商工観光課長を伴って琉球新報社を訪問し協力要請をいたしました。

同日、沖縄機械整備50周年祝賀会がありまして、船舶課長、船長、機関長と共に参加をいたしました。

11月2日、沖縄県広域避難訓練が実施をされております。

同日、日本PTA役員10名ほど来島し、副村長それから教育長が対応しております。

同日、沖縄総合事務局、嘉村徹也運輸部長へ高速船建造の支援要請を行いました。これは船舶課長と同伴いたしました。

11月3日、県功労者表彰式、パシフィックホテルに参加をいたしました。

11月6日、こども議会。

11月7日、沖縄県市町村会、土地開発理事会、地域振興対策協議会、後期高齢者医療広域連合会の説明会がありました。参加をしております。

11月9日、沖縄県地域観光協会、これは沖縄コンベンションビューロー、平良会長他44人が来島し、観光産業についての研究、意見交換会が本村で行われております。

11月11日、阿波連ビーチにてビーチクリーン活動、阿波連キャンプ場にて、その後夕方阿波連キャンプ場にて、とかしきまるごとフェスタが行われております。

11月12日、村民体育祭の予定でしたが、前夜の雨でグラウンド不良のため中止をいたしました。

11月14日、円応教 白玉之等慰霊祭が行われております。

11月15日、大同火災海上保険株式会社より、車いすの寄贈がありました2台です。これで4回目の寄贈ということで、延べ7台になりました。

同日、午後から村職員住宅地鎮祭。

11月16日、離島過疎協議会総会、副村長が出席をしております。

11月17日～19日の3日間、那覇市の方で離島フェアが実施され商工会婦人部のむらさき黒米の味噌、それから漁協のジャーキーなど、これは3,000個ですが完売でありました。両方ですね。

それから11月18日～19日、東京池袋において全国離島振興協議会主催によりますアイランダーが開催され、本村からも、慶良間太鼓等が参加をしております。

11月21日、翁長知事就任3周年激励会がありました。

11月24日、沖縄県議会、新里米吉議長へ高速船代船建造に伴う財政支援の要請を船舶課長と共に行っております。

11月28日～12月1日まで全国町村長大会へ出席をいたしました。

12月2日、NAHAマラソン開会式及びレセプション等に参加をいたしました。

同日夕方、阿波連郷友会総会忘年会に出席をいたしました。

12月3日、那覇マラソン出発式に参加をいたしました。

なお留守中の11月29日、内閣府の馬場審議官が来島し、副村長、教育長そして総務課長等が対応しております。これは一括交付金関連の視察でございました。

12月6日、陸上自衛隊那覇駐屯地あ第15旅団長、原田陸将補他3人が来所し、緊急患者空輸及び不発弾処理実績報告の説明等がありました。

12月4日、沖縄県離島航路確保維持改善協議会、渡嘉敷分科会を本村で行っております。

12月11日、沖縄電力那覇支店配電サービスグループの吉田副長、松田係長が来所し、台風接近や通過後の際の高所作業者、これはスカイマスターというんですか、を人的配置等について、優先的に船舶の利用をさせていただきたいという要請等がありましたので、これも村とそれから沖縄電力との間で、いつも渡嘉敷村の場合には台風時期に船舶が満席であると、というようなこと等があつて、なかなか車も作業車も積めないというような要請等がありましたので、これどうしても優先的に、例えば高所作業者等を積まなければいけないという観点から、これ優先的にそういったことを配慮しなければいけないというふうに私たちも思っております。

以上が9月定例会以降の行政報告でございました。

○ 玉城保弘議長

これで行政報告は終わりました。

日程第5、これより一般質問を行います。

一般質問は、申し合わせのとおり答弁を含めて90分以内といたします。順次発言を許します。

1番、宮平鉄哉議員の発言を許します。

○ 1番 宮平鉄哉議員

皆さんおはようございます。1番からの一般質問の順が回ってきました。12月師走になれば気温の変化が激しい風邪を引かぬよう、そして忘年会シーズンもありますけど、痛風

にもならないよう、村のために頑張ってもらいたいと思います。では一般質問します。

道路補修についてですけど、前々から2、3回もやっています。2回目の時に阿波連の道路の白いラインや滑り止めの舗装修理が未だにやるような感じがしない。前回の答弁では9月頃からやるような話でしたが、その場所で10月中旬に、また車1台が使用不能になる事故がありました。幸い人身事故にはなりませんでしたが、駐在さん、曰く、「その場所はスコールになると、スピード出さずしてスリップするそうです」よ。早く補修してそれ以上の事故にならないように願いたいもんです。この場所は皆さんもご承知だと思いますけど、渡嘉敷村で一番事故の多い所ですよ。雨が降らないときはスリップなんかしないんですけど、どうしても夏というのはスコール通り雨があって、つるつるのアスファルトが本当に、島の人はこちら辺は滑るといえるのはわかるんですが、レンタカー借りている人なんか、観光の人なんかは、あまりわからないもんで、そういう事故が多くあります。9月頃やると思ったから10月中旬の事故も防げていたんじゃないかなと思って、一般質問に出したんですけど、本当に残念です。9月にやっていたら10月の事故が無かった感じで今一般質問出しているんですけど、それについて何か遅れた理由というか、村長お願いします。

○ 松本好勝村長

それでは私の方から答弁いたしますけれども、詳細等につきましては副村長、そして各担当課長の方からまた要望があれば答弁をさせたいと思います。

ただいまの安全対策工事についてのご質問ですが、11月27日に入札をし、平成30年3月6日までの工期で契約をしております。村民や観光客の皆さんの交通安全を確保し、1月開催の村の駅伝大会や2月開催のとかしきマラソンに支障がないよう実施をしまいたいというふうに思っております。

○ 1番 宮平鉄哉議員

本当に事故の多い場所で早くやってほしいという気持ちです。12月中旬にもなろうとしているにも関わらず、まだやっていないというので、一般質問取り上げました。

あと一般質問ではこのことですけど、取り上げてなかったあとユクンチジの段差の工事が始まっている感じがするが、道路舗装補修の方を早くしてほしいかと、あそこが遅くても、事故の多い所から早くしてほしいかという気持ちで取り上げましたけど、そのことについても、課長からちょっとお願いします。

○ 新垣聡経済建設課長

ただいまのご質問についてお答えいたします。工事の概要としましては3カ所現在考えておまして、今宮平議員がおっしゃったS字カーブの所あとは阿波連のボックスカルバートの付近、渡嘉志久も団地手前ということで考えていて、それにプラスして今の用壁の窪みの部分の補修工事をしてるんですが、工事の関係で、あと代船舗装業者さん等の兼ね合いでですね、どうしてもこれを先にやってその間に日程を調整してという現場の意向も

ありまして、そのようになっています。時期に関しましてはですね。今月中には舗装工事事態は終わる予定になっております。年開けて舗装とあと滑り止めを、今の予定ですと、とかしきマラソンまでには全て完了し、センターラインも完了する予定になっております。

○ 1番 宮平鉄哉議員

そういうことでしたら早く、今質問出しているのは、あまり事故が次から次へ絶えないということで、早くしてほしいということで、質問しているわけですけど、できる限り早くしたいという気持ちを、段差より早くしてほしいかたというのは事故が多いからそういうことに今お願いしているわけですから、それも考えながら工事をしてください。

10月の中旬に起きた事故は、本当に車一台が使用不能になってフォークで、その使用不能になった車を持ち運んでいる姿をパトカーがぴかぴかしながら護衛している姿見たために強く言わないといけないなと思ったわけですから。早くお願いしますね。

次、最近フェリーの2等客室に枕が見えないような気がするが、何か見えない感じの理由でもあるんですか。島のオーバーたちも聞いていましたが、それについて村長、何か一言答弁お願いします。

○ 松本好勝村長

ただいまの件でございますが、フェリー客室の枕につきましては、夏場の繁忙期に満席状態が続く中で、じゅうたん部屋で横になる方が多く、他のお客様が、客室を利用できない等の支障がでましたので、一時的に片づけしていましたが、繁忙期も終わりましたので、再度、客室へ戻して配置をしてあります。そういうことですので、ひとつそこらへんのご理解をしていただきたいと思っておりますけれども、確かに島のオーバーたちから、そういう話があったということは、私もわかるような気はしないでもないんですが、本来は寝るための場所ではないというふうなこと等で理解をしてもらいたいというふうに思っております。座ってくつろぐというふうな感じなんですけれども、やはりそこには満席の場合でもいろんな優先席とは書いてあるんですけれども、そういったことを無視して若い人たちでもそこに入ること等がありますので、そこらへんがあったもんですから、一時的にこの枕を片づけしておったというふうなこと等でございます。

○ 1番 宮平鉄哉議員

今の村長の答弁では、本来そういう目的じゃないと言っていますけど、やっぱり冬場でも枕があったらいいなとゆっくり休みながら1時間10分後には那覇に着けるなという感じで、ましてその船の中には枕の棚もありますよね。それは必要だから棚を作ったんじゃないくて、何のためにその会社が作ったのか、必要なかったらそれはないことだと思いますし、どうしても枕が欲しいなという方に対しては、自動販売機の130円の飲み物もありますけど、そういう感じで船員にお願いして50円でも100円でも払って、その枕を貸してくださいとそういう感じにでも気配りして渡す感じでしたら、今100円も公共税取っていますね。環境税ってね、そういう感じの100円、50円が村のためにも活用できると思いますし、枕

の欲しい方には船員をとおして枕をあげる姿もいいんじゃないかと思いますが。このことに対しても、もう一つそんな感じで、どうかなと聞こうと思ったんですけど、どうですか、そのことに対して、村長。

○ 松本好勝村長

このことに対しましては、船員等と協議をしてからじゃないと、ここで、はい、わかりました。というわけにはいきませんので、十分研究、検討重ねて船舶職員とも協議を重ねてまいりたいというふうに思います。

○ 1番 宮平鉄哉議員

単なる枕ですけど、体の弱い人とか、船酔いした人にとっては、ものすごく、飲み物、缶ジュースみたいな感じ以上に活躍できる枕だと思いますから、そういうことも頭に入れて考えて把握して、それで判断をしてもらいたいと思います。

次に3つ目、この問題も常日頃から聞いているんですけど、3番目野良猫について、前々から阿波連バス広場周辺に群がっている野良猫があまり多すぎると思います。雄どおしの喧嘩で毛をむしり取られている猫やら車に引かれて死んでいる猫が放置されているやら、コンクリートの上にもいつまでもある猫の糞やら観光地として良くない感じがしますが、そのことについて、その猫を処理するか、あとは去勢、去勢するかして、対処する必要があると思いますが、そのことについて見ていないふりでいいですか。やがて2月、3月頃になったら猫の発情期もやってきます。何とかしてくれませんか。村長、それに対して一言お願いします。

○ 松本好勝村長

議員ご指摘のとおり以前から阿波連集落に野良猫が増えていることは承知をしております。住民の皆さんへ猫の放し飼い等はしないようにと広報等で協力をお願いしているところですが、数が減らない状況でございます。野良猫の処分については沖縄県動物愛護管理センターに確認したところ、処分目的での受け入れはできないとのことです。ただし、糞尿被害等駆除処理的なもの以外で怪我をした猫等で保護目的の場合は受け入れ可能であるとのことでございます。そのことから処分については直ぐにできるものではありません。去勢手術についても、公益社団法人沖縄県獣医師会が行っている助成制度を案内しているところですが、頭数の制限や飼い猫が対象となっており、野良猫の減少に繋がっていないのが現状です。このように現状においては決定的な解決策が見いだせない状況であることから今後も住民の皆さんへ猫の遺棄、餌やり防止、不妊処置をするなどの適正飼育等について協力をお願いしていくとともに頭数を減少させるための方策や去勢手術にかかる村の助成等について研究調査をしてまいります。また駐車場等に野良猫の死骸や糞が放置されていきましたら、役場に連絡すれば直ぐに対応いたしますので、ご理解していただきますようお願いをしたいと思いますが、地域住民もそういうことについては片づけ等に対しましては協力をしていただきたいというふうに、私たちも努力をして広報活動をしてい

きたいというふうに思います。

○ 1番 宮平鉄哉議員

これは2、3年前から起きていることでもないし、もう30年、40年前から、そういう猫の数が減らない縄張りもあるかも知れないけれども、そういう感じでいっぱい夏は観光客がよくお菓子くれたりそういう姿がありますけど、それがあまりにもかわいいのか、猫見たら餌もあげたくないような感じの、きたない格好している猫もいるし、そういうのが果たして観光客のために、かわいい猫でいるのかなという現状です。その猫の姿の周辺にいる方は、夜中でも2月、3月頃の雄同士なんかの喧嘩なんか、夜中の猫の騒いでいる姿もう安眠妨害というか、そばからブルトナーがあるいているのと全く一緒ですよ。そういう感じでやっぱり村が村民のために安眠妨害を無くするためだったら、そういう猫の駆除もぜひ必要だと思います。ワッターメーヤ マヤーがいないからシムサヒャーという感じの気持ちじゃなくて村は何処でも一緒です。そういうことも考えながらちゃんとやっていただきたいと思います。議長、これで一般質問を終わります。

○ 玉城保弘議長

これで1番宮平鉄哉議員の一般質問を終わります。次に2番島村武議員の発言を許します。

○ 2番 島村武議員

おはようございます。先に通告をしておりました通告書に従って質問をしてみたいと思います。1、2、3と3点出しておりますので、ご答弁お願いいたします。まず1番目に渡嘉敷港湾の整備についてでございます。これは何年やっていますかね、ずっと継続して1つ1つこう進捗効果を得ながらとか、そういうようなかたちで現在どういう状況で県との交渉にあたっているかとかというような経緯を問いながら現在まで至っているわけですけれども、この港湾内の浚渫につきまして、平成27年度に調査済というよう答弁が前回の質問のときにございました。その折りに漁協下の船舶の白地部分も浚渫をしてほしいと、全体的な港湾の浚渫と合わせてしかできないという、そのような答弁があったわけですけれども、現在もサンゴ礁というのはやっぱり成長していくものだし、それが出てくると、そこに溜まってくるごみ等も引っかかって、だんだん増えてくるというわけではないかもしれないですけれども、ますます船をその上を通すのは危険度が増してくると、いうような状況があって、特に大潮時には本当に何十センチぐらいしかないんじゃないかというような状況が生じているわけですから。組合側とあるいは、そこを利用する船長さん、船舶全て皆さんにとってはこれ1日も早い浚渫といいますかね、解消してほしいとこの問題を。そういう願いはあるわけですから、現在これ浚渫を県との交渉の中ではどういう状況の中で交渉が進んでいるのでしょうか。

○ 松本好勝村長

最初の港湾関係の質問でございますけれども、南部土木事務所や県港湾課と協議を継続

しておりますが、県としては浚渫土砂の処理費用がネックになっており、村内での処分が予算処置の条件との回答を得ております。現在、候補地として、交流の家の敷地内を考慮しており、交流の家との協議も行っております。新年度において、その敷地内にある建屋の撤去にかかる費用を計上し、整備を進めながら県とも協議を継続していきたいというふうに思っております。

○ 2番 島村武議員

村内で、村長これ、ここから上がってくる土砂の処理というのは相当量だと思いますけれども、確かにこれだけのものを村内で処分をしていくということになるとだいぶかかるのではないかと思うんですけど、村長これ期間的にはどのぐらいなる。我々に質問するときには何時までかとかという聞き方をするわけですけど、これ村内でその場所を見つけると確保するというまでにかかる時間というのは、だいたいどのぐらいを予想しておりますか。あるいは予想できますか。

○ 新垣聡経済建設課長

ただいまのご質問なんですけども、村長が答弁した交流の家の敷地内という場所は、前に艇庫として使っていて現在使われていない倉庫がありまして、そちらを全て撤去して更地にして、そこに浚渫土を処分するという計画をしているところなんですけども、現在、浚渫を予定している全てを合計すると2万トン以上の浚渫となりまして、その部分部分で優先的に考えているのは、ポンツーンの前、高速船のポンツーンの前と漁協の合間、おっしゃった漁協下の部分、白地の部分ですね、それを合わせるとですね、約4,700から800ぐらいに納まるので、それを更地にした状態から、そこを先にできればというふうに考えております。

○ 2番 島村武議員

取り壊しの方が逆に時間がかかるのかなという、そんなお話として理解できるわけですけども、これはそこで利用する船にとっては、生活の一番大事な船の溪流箇所でございますので、一日も早い工事に入っていただきたいというふうに考えております。

例えば、取り壊しにかかる、これいろいろ手続き上もいろいろあると思うんですけども。それはいつ頃からスタートできるような見込みを持っていますか。

○ 新垣聡経済建設課長

村長が答弁したように新年度に設計の委託を入れて、そこから実施設計をして施行というふうになるので、2年程度かかるのかなというふうに考えております。

○ 2番 島村武議員

これは他の候補地というのは現在考えられないというような状況ですか。これは2年というのは、だいぶ期間的にも大変かなという気がしているわけです。村長、漁協の下ご覧になったことがありますよね。本当に濁っている時はわかりませんが、少しくリアになったときなんか、本当にここからシャフト船が通していいものかどうかと思うぐらいの

水深です。これまた2年さらにはまた予算がついて工事に入って浚渫ということになると、またさらに何年かというようなことになってきますので、そこまで利用していくには、だいぶ不自由さがこう考えられるということでもありますので、合わせて他の候補地も探していただいて、4千トンということであれば、最終量のほぼ5分の1、総量からいうと5分の1程度になりますから、そのぶんだけでも、どこかそれに見あう場所を探して、手当をしていくと、その分に限っても手当をしていくというようなことも考えられると思うんですが、そこらへんは村長いかがでしょうか。

○ 松本好勝村長

そうですね、いろいろ村内での処理ということで、いろいろ考えたんですが、もうそこしかないのではないのかなと先ほども申し上げました交流の家さんの儀志布道に降りる所の手前の場所しかないというふうに、私たちではもう見ております。ですから県としても、そういったのに持ち出しまでも県の予算でやるということについては、やはり予算的な問題がでてきますので、ちょっと難しいのではないかなと思いますので、どうしても村内でとなると、そこしかもうめばしいところはないというふうに考えております。

○ 2番 島村武議員

確かにあそこは経営規模的にはやっぱり大きいですよ。昔の国場組さんが向こう造ったときにいろいろ材料置き場とかにした場所でもありますので、これ最終的にはやっぱり2万トンと先ほどおっしゃいました、その内の5分の1、4千トン、これは引き続き、他のこの4千トンの容量分をやはり引き続き模索をされて、それが処分できる場所はもしかしたらあるかもしれない。これは継続して探していただけてということに理解をいたしたいというふうに思います。

次ですね、漁協の船揚場のスロープ、溝ができて年々拡大して、漁船の上げ下ろしに支障がでていますが、補修の考えはということで質問を出しております。これにつきましては、前もって課長の方には写真を付けて、何とか解決策を考えてくれというふうに申し入れはしてありましたけれども、なぜ、この議会の場でまた改めて取り上げているかと言いますと、我が港湾は今、整備で優先バースも1メートル50センチぐらいですか、嵩上ということで大変、船の繫留箇所としては快適な風の心配があるも繫留できるような箇所になるというふうに考えておりますし、それに伴って、それを移動していくと、大きい船は考えられているようですから、その分は移動はしていくわけですがけれども、それ以外の船は何年か先がわかりませんが、そこがきちんと移動できるまでには何年もかかるわけで、これからそこは利用していくわけです。それでこのスロープというのは大きい船だけが支障をきたしているわけではないんです。小型のボートも、自分もそこに置いてありますけれども、小型のボートもやはり段差が大きくなってくると、例えばスロープを、船を下ろしていきます。そこで隙間が大きくなってくると、そこで、がたんとショックがでますから、どういうことが起きるかという、大変だったんですよ。いきなり横に向くんですね。

そうするとここで引っかかると、船が回転をします。そういうような実際に皆さん大型船がそういう姿というのはなかなかご覧になることはないと思うんですけども、小さい船でもそういう状況が起きるんです。そこで大々的な修理というのは、本人たちも、望んではいないようなんですけれど、最低限、溝を埋めて段差を無くする。あるいは幅を無くする。工法はどういうものがあるか専門家ではありませんので知りませんが、そういう手当をしてほしいというような思いで出してあります。ぜひご答弁をお願いします。

○ 松本好勝村長

ご指摘の場所については、業者に相談をし、施行方法を考えている状況です。潮の干満に影響されますので、施行時期も考慮し、新年度予算で計上して実施をしたいというふうに思っております。

○ 2番 島村武議員

ありがとうございます。これも一昨年にも一度お願いをして、そのときはもう応急措置として、今のうちの事務局長が課長の時代でしたが、業者に頼んで上の段差の部分だけを少しハツってもらって、その場をしのいできたいという経緯がございますけれども、やはりいかにせん年々幅が広がってくると、もうそういうことでは、どうもならないというふうな現状がありますので、村長、今ご答弁いただきましたように、新年度の予算で補修をすると、あえてどういうふうにするかは今聞きませんが、最前の方法をとっていただいで解消していただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

次に移ります。現在行われている護岸工事、先ほどお話しいたしましたけど、これは30年の2月の末が工期であるというようなことですが、これはそこが完成しますと、村長大型船は向こうに移動すると、いうふうにおっしゃられておりますので、大型船ということになるとこれは当然巻き上げ引き上げ機械が必要になりますが、完成に合わせて巻揚機の設置や大型漁船の移動の準備等早めに取り組まなければいけないと思うと、そういうところなんです、村長これにつきましては、現在どのようにお考えを持たれているのかなど取り組みについてお考えありましたら、どうぞお願いします。

○ 松本好勝村長

ご質問の件は、村道阿波連線改良工事に伴っての計画で、改良工事は平成31年度に開通予定をしております。巻揚機の設置については、新年度で設計し、31年度に設置を考えております。大型漁船の移動については漁協と協議をし準備計画を立てていきたいというふうに思っております。

○ 2番 島村武議員

31年度の設置ということになりますと、これは移動とか、あるいはこれだけの船が組み横で取り敢えず4隻ほどになりますけれども、この船が向こうへ移動しますと当然向こうは手狭なかたちになっていきますので、これはただ物を動かせばいいということではありません。これは人が絡むことですので、十分に船長さん方のコンセンサスがちゃんと取

れるような、十分納得いくようなかたちをとっていただきたいと思っておりますので、なるべく一刻も早い、特にこれに関しては一刻も早い取り組みをしていただきたいというふうに思っています。因みに、移動にかかる話し合い等々の時期等は村長、今考えられておられますか。これ新年度に巻揚機の予算を付けるということになりますと、そこらへん…

○ 松本好勝村長

この時期等については、まだ具体的にいつやるということは決めてはおりませんが、随時漁協等との、そういった協議は経済建設課の方で責任を持ってやっていきたいというふうに思っております。

○ 2番 島村武議員

彼らは何十年も同じ場所で使って同じような工程の中で船の上げ下ろしをやってきております。慣れ親しんだところから違う場所に移るといのは、やはり慣れるまでにも大変気も遣うようなことになると思いますので、なるべく早めに取り組みで移動に関しても事故等そういったものもないように、スムーズに進むように進めていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

次、墓地管理道路につきまして、これも何回かずっと続けてきた質問であります、ようやく今年9月頃に測量の調査が入ったということで、これの調査結果がどうでしたかということ、管理道路についての、これからの取り組みということで出してありますので、ご答弁をお願いいたします。

○ 松本好勝村長

9月末に地籍現況測量調査業務を完了しておりますが、ゲートボール場跡地の具体的な利用計画が現在のところありませんので、管理道路の整備についても現在のところ、すぐ実施するというふうな計画はないような現在の状況でございます。

○ 2番 島村武議員

この質問は私、何年も出しておりますけれども、村長は具体的に、その地主さんとの交渉はどの程度、あるいは全員と一度でもやられたことはあるのか、あるいはそのうちの何人かとしかやっていないのか、そこらへんはどうでしょうか。

○ 松本好勝村長

この道路の計画測量設計、見ましたら5筆ほどの地権者がいらっしゃるということですが、まだこの地権者の方と会ったことはありません。ですから今回初めて9月末に現況調査測量をしてみて、5筆あるなというふうに考えております。それとゲートボール場跡地も6筆ほどの地権者がいるというふうなことでございます。ですからまだこの方々と会って、どうこうするというふうなことは申し上げておりません。

○ 2番 島村武議員

この管理道路は空き地ですね、ゲートボール場は。そこに集合住宅を造ろうと、前村長時代にも、その過程の中で管理道路を造るのが条件だという地権者の方々もいっしや

ったわけですよ。それが発端で、じゃあ管理道路、幸いなことに、たぶんこの役場の後ろから、喜一さんの後ろぐらいまでは、たぶんまだご存命で、交渉はしやすい地主さんかなというような思いしますし、それから後入ったら村有地ですから、その分後ろに回していけばかなりの所までいけるはずなんです。村長、言われるように勿論成り立ちが管理道路の話がでたのはそういうことですから、当然、向こうも抱き合わせ取り組んでいかないといけないという話になりますが、だから私はあえて向こうの地主さんと交渉しましたかということなんです。この管理道路調査設計しました。予算は入っているわけですよ。向こうの交渉を何もしないまま、これがまたたちぎれとか云々なったら、この人どうしますかという話にもなってきます。これは私はここまででもいいですよ。これは向こうの交渉をするための大きな足がかりになるから、ぜひやってくれということを申し上げましたね、一遍に全部向こうまでJAの後ろの方まで一遍にやりなさいとはいっていないわけです。これが途中までやることによって、これが見えますから大きな、大きな足がかりの材料になりますということを申し上げてきました。ですから測量しました。これも実績になります。これは本当に交渉の材料ですよ。だから早めに村長、今年の予算でやりました。この予算でやったものは、何のためですかって、今度はそれできますよ。ですから交渉に入らないといけないんです。これ村長はこれまでの答弁の中で村内の空き屋敷に公営住宅を村営住宅を造っていかうと、それが造りやすいとか、要するに取り組みやすいというような話もおっしゃいました。ところが現実はそのじゃない、現実、見ればわかりますよね。みんな相続の問題や何やかんやで何もできないのが現実、そういう意味では同じように、自分もそうですよ。ですけど規模的には全く違う。いくつかの空き屋敷きの案も聞きましたけど、結局どれ一つとして、仲門は別ですけどもね、他に話しが進まない、安里さんのところは、結局、村営住宅を造る前に職員住宅を造ってしまっている。もちろん予算が別ですから、それは前後するだろうけれども、できれば同時進行ぐらいであってほしかったなと思います。職員住宅が先ということになりますと、これ質問出してありませんが、答弁ありませんよ。村民からのいろんなひやめいたことも出てくるのではないかなというような、ちょっと危惧しているところもありますけど。というように村内の空き屋敷き利用してしていくのは大変大事なことです。これはもう空き屋敷きが増えていくということは、村の雰囲気沈んでくるし、活気がもうなくなっている。財政的にはいい数値が出ているようですけども、実際に見た印象というのはなかなか見えないというような現状がありますので、村長これで1つ約束してもらえませんか。今、測量行いました。これも1つの材料として早速ですね、地主さんとの交渉に入ると。入りましたら別に全員に会えなかったらいいですよ。一人ずつでもこうやってちゃんと測量して見通しもできましたよと、というようなことで交渉に入っていただくというご答弁をいただけませんか。

○ 松本好勝村長

私はゲートボール場を含めてのことなんです、ゲートボール場に関しましても、民間

企業が賃貸住宅を造りたいというふうな希望もありましたので、そこに何とかできないかなというふうに考えているところなんです、これ長屋式ですね。ただ屋敷があるからそこに1棟造るのではなくして、長屋式じゃないと、あまり民間住宅の建設としても難しいのではないかなというふうに、この民間の会社は言っているわけなんです、私としても部落の真ん中に、そういうふうな空き地があるとどうも見た目が後ろ見た場合にはお墓が見えると、こんなこと言ったらお墓の地主に怒られるかもしれませんが、そういうことでそこしかもうないのではないかなと字渡嘉敷側にはですね。ですからこれ地域住民も納得してもらえるのであれば用地交渉して納得してもらえるのであれば、ぜひ民間のいろいろ今困っているのは村営住宅に入れないと、これどういう原因かという、年収が上回って入れないと言う方々もたくさんいますので、ぜひ、民間の住宅ならこれは家賃もそれなりに見あうようにですね、設定できると思いますので、ぜひ、そこに何とかできないかなということではありますが、これは地域住民の協力無くしてはできないことですので、皆さん方も一緒になって、もし、そういうことであればですね。私たちも一緒になって取り組まなければいけないのではないかなというふうには考えております。

○ 2番 島村武議員

具体的に地域住民の協力というのがどういうことなのかというのは具体的には私も知りませんが、当然、村内に居住しているものであれば当然協力はするだろうと、そうじゃない方々は大勢いらっしゃるからなかなか土地の問題が解決しない、もうこれ村長よくご存じのことでしょう。そして今お墓のこともあれされましたけれども、お墓についてはですね、昔といいますかですね、お墓の側はやっぱりいやだというそういう雰囲気はありましたが、今の時代ですね、特に平成24年ですか、国立公園になりましたからはいろんな外国の方々がいらっしゃる。こういう墓というのは珍しいから興味あるわけですよ。カメラ持ってちょこちょこ公園をうろついているのは、うろついていると言いかたですけども、興味深げにご覧になっている姿は相当います。ここの前をきれいに管理道路が通ることによって、お墓とそこに一線がかぶさるじゃないですか。たぶん雰囲気というのは全く違ってくると思います。単純でわかる前に住宅ができるというようなこととは違う、私はそういうとらえ方をしているんですよ。だからたぶんこれを通ることによって、あるいは以前にも言いましたけど、私お墓が観光資源になりますよと言ったことがありますよ、この場で。そういう考え方が一つありますので、あれもこれも全部情報を集めて一つ交渉毎のテーブルに載っけるようにして、実現するようにしてください。これは民間が先ほどお話にできましたけれど、上里隣の民間はこれたぶん資金的に合わない予算的に合わないというようなことだったというふうに聞いていますけれども、そのへんが現行での位置できないということだったら、どちらもという話になりますよね、民間の場合。確かに企業ははいくつもありますから、どこか受けてくれるところがあるのかもしれないですが、いずれにしても、この土地をやはり何か村できっちりと利用するようなことをやって

いかないと、将来に本当に悔いを残します。村長、本当に一緒になって取りかかってください。これは全てやってきたことですが、これからも注視をしながら村長に一つ一つ訪ねながら継続して質問をしてまいりたいというふうに考えております。

3番目、村の商工会より、観光協会の設立について申請書が上がってきていると思いますが、進捗状況はということで質問を出しております。商工会の会長さんの方から出してはあるけど、返事がまだだということなんで、行政側の考え方を少し聞いていただけないかと設立に向けて現在どうかたちなのか設立に向けてやる考えがあるのか、ないのかという現状を教えていただきたいと思います。

○ 松本好勝村長

議員ご指摘のとおり、観光協会設立について、平成29年3月2日付けで村商工会から要望書を受けております。村においては今年度に渡嘉敷村観光振興計画策定することにしており、その計画の中に観光協会設立に関する事項を盛り込むこととしております。それを受けて今年度内に観光協会設立準備委員会を立ち上げ設立に向けての作業を進めることとしております。

○ 2番 島村武議員

はい、わかりました。年度内3月いっぱいになるわけですが、準備委員会の設立として取りくんでいくということでございますね。わかりました。

これはどうしてもやっぱり必要な組織ではないかというふうに思います。これだけ多種多様な外国の方々が見えになるような時代になって、これを尚かつ一過性で終わらせないようにしていくためには、やはり専門的に取り組んでいく部署が必要であると、商工会やあるいは観光課だけではたぶん手が回らないよ、そういう思いがあって、こういう協会の設立に向けてやっていこうということだと思いますので、早めに取り組みは、今年準備委員会ということですので、これができて専門的な対応ができていくような、いろんなことを対応できるというようなことになれば、観光客というのは当然一度来て終わりではない、できれば2回、3回とリピーターをまとめていくのが、受ける側の姿勢はなるわけですから、ぜひ早めに委員会も年度内のうちでも、早めに作って対応していただきたいというふうに考えております。以上です。ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで2番島村武議員の一般質問を終わります。

次に3番平田春吉議員の発言を許します。

○ 3番 平田春吉議員

私も4点ほど通告書に従いまして、申したいと思います。

まず第1番目に、阿波連漁協の東側、保全倉庫の裏側になるんですけども、向こう何年も前から2、3人ぐらいの議員が質問出していると思うんですよ。何年経っても直してくれない、あれだけのことができないのかなと、これ理由を聞きたいですね、村長。

○ 松本好勝村長

保全倉庫裏手の管理道路ですが、現在、保全倉庫、横にある岩石の撤去を行っており、その周辺整備を含め、次年度に実施したいというふうに考えております。

○ 3番 平田春吉議員

村長、次年度ということは来年ですよ、年明けてから。わかりました。この件は非常にスロープの前を車とかオートバイ通るものですから危ないんですよ、船を揚げおろしているときにね。ワイヤーに引っかかって事故を起こす可能性もあるし、観光客にとっては船を揚げている最中でも平気で入ってくるんですよ。こっち道路を思っているものだから、だから止めてくれ待ってくれって、言うけど入ってくる。危ないから早くやってくださいということですけど、次年度やるということですので、よろしく願いいたします。

2番目、同じ、阿波連漁港内の公園に、東屋があるんですけども、この東屋の回りをトラロープ張っているんですよ。あれ何で張っているのか、ちょっとお聞きしたいですね。

○ 松本好勝村長

阿波連漁協の東屋は平成13年度に整備され16年が経過をしております。支柱を囲むモルタルや屋根の一部が剥離し危険な状態になったため、今現在ロープで囲み立入禁止の処置を取っております。業者に確認してもらったところ、もう修繕は不可能との回答をもらっていますので、県と協議をし撤去の方法で考えております。今の状態では大変危険な状態だというふうに私たちは思っております。そのために囲ってあるというふうなことです。

○ 3番 平田春吉議員

村長これ何時ロープ張ったんですか。何年前から。

○ 松本好勝村長

まだ何年も前ということではないですけども、3カ月程前から囲ってあります。その支柱の状況を見て、もう危険だということを感じたものですからね。

○ 3番 平田春吉議員

村長、3カ月以上前からあると思いますよ、僕が確認した範囲では。何でそういうかと言うと、おっしゃるとおり、あれ外壁が剥離して落ちてきているんですよ。人がよくあの周辺通るものですから、休憩したりいろんな人がお客さんいらっしゃるものですから、もし何かあったら大変なんですよ。だから早く壊すか、もう入れないような方法をとるか、ただトラロープ張ったぐらいでは入ってきますよ。そこらへんの危機管理の意識が足りないんじゃないのかなと僕は思っているんですけどね。

○ 松本好勝村長

庁議の中でも、そのことについては大変危険であるので皆さん方側から見てわかるとおり、鉄筋が見えたような状態ですので、階段までロープを張らないと危険だよと、登らないように、ですからただ周囲を囲むだけじゃなしに、階段の方までロープ張りなさいということは指示してありますので、早速そのことについても、そういった対策をとろうと思

っています。

○ 3番 平田春吉議員

村長ただ階段だけじゃなくして、屋根の下、あそこ中に入らないように対策を立ててくださいよ。そうしないとコンクリートが落ちて人間の頭に当たったら大変ですよ。

次いきます。3番目、阿波連の通称ウフガーラというんですけど、けらまマリンの前のカーブチですね。あそこに水が溜まって臭いと、さんざん僕、怒られてですね。これいつまでこんなにして置くのかと、さんざん怒られました。だからそんなに難しい問題ではないと思うんですけど、どうでしょうか。

○ 松本好勝村長

ご指摘の場所につきましては、悪天候時に砂で塞ぐ場合がありますが、その都度、重機を入れて開口作業をしております。今後も住民及び環境に影響がでないよう、日頃の点検を行い管理をしまいたいというふうに思っております。確かに風向きによって、特に阿波連ビーチの場合には南風が厳しい時など、川口を塞ぐということ等がありますので、私たちとしては維持管理に、その都度カーラのチビを開けるといいますかね、これからもやっていきたいというふうに思っております。

○ 3番 平田春吉議員

村長ご存じのように、水が腐ると確かに臭いもあり、ビーチにも影響してきますので、早めに閉じるのはわかるんですよね、台風が来たり波が高くなったら閉じますので、その都度開けてくれないとだめだと思うんですよ。そうするか、あるいはまた別の方法を考えるか、うまいような方法をね。何か対策を取ってもらわんと困ると思います。

次いきます。この阿波連ビーチ入り口の環境整備とビジターセンターの設置についてでございますが、まず村長にお聞きしたいのは、ビジターセンターについて、村長は何処に造りたいと思っているんですか。

○ 松本好勝村長

このことにつきましては、環境省ともいろいろ協議を重ねておりますけれども、現在、目を付けている所が、私たちが指定した場所以外に現在の商工会の事務所があります。その手前、学校側というふうなことがいいんじゃないかというふうに協議を重ねているところでございます。ただそこは村有地でないものですから、これいろいろ港湾課との協議も県との協議も必要ですけれどもということで、今そういうことでの協議を行っているところでございます。ですから場所としては、そこが適当ではないのかなというふうに環境省から言われております。

○ 3番 平田春吉議員

あのですね、村長、話がちょっとずれていますね、村長のおっしゃること、僕、環境省の担当に聞いたら、僕の質問も出してあるとおおり、阿波連ビーチ入口に造れば、向こうの環境整備もできるし、今、現在トイレも少ない、そういう整備ができるということで話を

したんですよね、環境省ともね。その担当いわく、いやこれは環境省の問題ではない、役場が向こうに造るといふこと聞かないんだよと言っているんですよ。おかしな話じゃないですか。

○ 松本好勝村長

私たちとしては、その近くのある場所を指定したんですけど、これ逆にそこではだめだというふうに言われている所でございます。ですから環境省が阿波連ビーチの近辺というのは今始めて聞いたんですけどもね、ですから私が先ほど申し上げました渡嘉敷港内の先ほど説明した場所というふうな協議で進めているところなんです、阿波連ビーチのそこから辺というのは、今、始めて聞くことでございます。

○ 3番 平田春吉議員

村長、環境省が阿波連に造ると言ったわけではないですよ。僕があそこに造ったら整備もできるし、どんなですかと聞いたんですよ。環境省は何処にも造ってもいいと、ただ渡嘉敷村役場は迷惑だと言うからはあれですよと、聞いたんですよ僕は担当から、もしまね村長考えてみてくださいよ。船からお客さんおりますよね、直ぐ阿波連向かいますよ。阿波連で遊んで、それで阿波連、出発1時間前ですから、だいたい15分から20分ぐらいかかりますね。来たらもう船に乗るだけです。お客さんもない所にビジターセンター造って何するんですか。そこからへんを考えているんですよ。それと郷土資料館あれもこうですよ。どうですか、村長、考え直したらどうですかこれ。

○ 小嶺哲雄商工観光課長

ただいまの平田議員の質問なんです、これ環境省のステップアッププログラムというのがあって、2020年までに計画を実施するということがあって、その中ではビジターセンターの予定地を渡嘉敷港の玄関口である港に造りたいということがあって、既にもう調査が始まっております。31年度に設計を今予定をされていて32年度までに期限が32年度までの計画になりますので、それを渡嘉敷港に造りたいということで、先ほど村長が答弁したとおりだと思います。ただ、港湾施設内になりますので、その港湾施設は県の管理になっております。県の港湾課とも今調整をされていて、それを今進めていくところであります。この計画ビジターセンターが計画上がった時に、前村長ですかね、座間味昌茂村長の時にも資料館がある一角に造ったらどうかという提案を環境省にしていたみたいで、環境省はそれを受けて、そこに造りたいということを計画に入れてあります。ただ現在、松本村長になってから、場所を前の水族館跡地が村有地なので、向こうを整備して向こうに造ったらどうかという提案をされていたようですが、環境省としては、一番玄関口である港に造りたいという意志があるので、それを計画しているところであります。

○ 3番 平田春吉議員

確認なんですけど、環境省が渡嘉敷に造ると言ったとおっしゃっているんですよね。環境省、嘘ついたということになりますよ、僕に対してね。だから僕もう一度、今度は環境

省問いただきます。どっちが正しいのか。だから最初のうちは、環境省は最初に一筆、国立公園になる前に一筆入れたから渡嘉敷に造るんだということがあったみたいなんですよ。そういうこと聞いたらですね、いやそれは関係ないですよと、今担当の話ですよ。だから私としては、阿波連に造る、渡嘉敷に造る環境省の話ですよ、いいと。ただ渡嘉敷村役場が渡嘉敷に造れ造れと言っているところ言っているんですよ、僕には。いま全然違いますよね。環境省が二枚舌使ったことになりますよね。執行部でそう言っている、僕にはこう言っていると。これはもう一回説いたさんといけないと思っています。

仮にですね課長、ビジターセンター渡嘉敷に造ったとしますよね、あそこの阿波連ビーチの環境整備という入口のね、何年も前から質問出ていますよね。あれはどうするつもりですか。

○ 小嶺哲雄商工観光課長

阿波連ビーチの入口ですね、青少年旅行村の管理棟も含めての整備というのを総合的にやらなくちゃいけないということで、前村長も答えていたと思うんですが、なかなかその地域が保安林にかかっている、現在の建物、今改修とかという工事は入れているんですが、全体的にそこを整備し直すというスペースが今のところないということで、ビジターセンターに関しても、そこにビジターセンターを導入しようと思っても、今ちょっと用地が確保できないということもありまして、私自身がもうここで整備を総合的にやるということはいえませんが、それは将来的には必要な施設だとは思っていますが、今のところ目処が立っていないのが状況です。

○ 3番 平田春吉議員

課長、答弁の内容がずれていないですか。私は国有地がどうのこうのという話してるんじゃないんですよ。今現在あるテナントがありますよね。あのへんからバス広場、バスが今、止まったりしている所、あのへんのことを言っているんですよ。全然話が違いますよ、何でこれが防風林とか国林とか関係してくるんですか、あそこ木1本も生えていないですよ。真ん中に桑は生えているけどね、ずれていないですか。

○ 松本好勝村長

それでは阿波連ビーチ入口付近の環境整備については、平成28年度一括交付金を活用し、管理棟内のトイレ改善、改修、そして管理棟前バス停への屋根の設置を計画しておりましたが、入札が不調となり実施できませんでした。さらに同計画を平成29年度にスライドさせ入札を行いました、落札業者がなく、現在に至っているということでございます。ですから例えばトイレがない、議員ご指摘のスコールですか、雨が降って隠れる場所がないというようなこと等も私たちも日頃から考えております。それと暑い中で陰がない為に太陽の下で過ごしているということがありますので、そういったことがありますので、今回のそういった先ほど説明しましたとおり、ある程度の対策は考えているところですけど、なかなか落札をしないということで、現在に至っているということでございます。です

から全く手を付けていないということではございません。

○ 3番 平田春吉議員

落札できないという件は聞いていますけれども、方法論としていくらかもあるんじゃないかなと僕は思うんですよ、分割するとかね。例えば旅行村の管理棟のひさしを造るのを一つ、またキャンプ場の中のステージを造るのも一つ、全部一括にしようとするから落札ができないんじゃないかなと僕は思うんですよ。例えばですね、村内にもいくらか業者がいますよね。そういうのを使ってやる方法というのもできると思うんですよ。方法を考えれば。しいて大きい会社に入れて入札しよう、しようするからできないと思うんですよ。予算ずっと流してきていますよね、じゃあどうするかと。観光立村と言いながら、これにも書いてあるんですけども、実際に起きているんですよ。お客さんいらっしゃったらトイレがないから困って間に合わんからシャワー室入ってトイレするんですよ。これ見て何も感じないの、これ何年も前から言っているんですよ。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 松本好勝村長

休憩中にいろいろ平田議員の要望等、あるいは思いも聞かせていただきましたけれども、私たちとしては全く考えていなということではなしに、おっしゃる意味よくわかります。太陽の下で子ども抱いて座っていると、あるいはトイレがないということ等もありますので、これ十分配慮して何とか、その解決できるように、そして分離発注についてもいろいろ検討していきたいと果たして分離発注で受けるところがあるかどうかというのもありますけれども、そういうふうに一応はやっていきたいというふうに、あの手この手考えて進めていきたいというふうに思っております。

○ 3番 平田春吉議員

そういうことですので、一応、村長もおわかりになったと思いますので、質問は終わりたいと思うんですけども、また観光立村というのはどういうものかということをもまず先に考えて欲しい。早急に造らんといかんのは何なのか、何が必要なのか、いろいろ検討して早急にこれはやらないといけない問題だと思います。ただ、来年度予算、再来年度予算これで通るものじゃないと思いますよ。実情をご覧なってくださいよ。ですから、そういうことを早めにやっていただくようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○ 玉城保弘議長

これで3番平田春吉議員の一般質問を終わります。

次に4番小嶺勉議員の発言を許します。

○ 4番 小嶺勉議員

河川についてですが、前から再三議会からも問題提起はされていると思いますけど、村

長もご存じのとおり、何時崩れてもおかしくない橋ですが、たまにロープを超えて渡る方もいます。非常に危険ですので、早く取り壊すか取り替えるかをお願いされていると私も言っているんですけど、この件について南部土木とか行政とはお話とか協議はできているのかお聞きします。

○ 松本好勝村長

美月橋のことについてだと思っておりますが、今年度予算で撤去の設計業務を終了し、次年度に撤去工事を予定しております。南部土木事務所との協議は9月に終了し承諾を得ているところでございます。

○ 4番 小嶺勉議員

予定ということはできると理解しておきます。その後に前の村長の時代に、この橋を造り直して、向こうの里の方に避難道路を造りたいとだんだん道か計画はわかりませんが、お話があったんですが、現在の行政でもそういう災害、例えば津波があったときにそこから避難道路を造っていくかという計画はないんですけど、考えなんかもっておられるかどうかお聞きします。

○ 松本好勝村長

今のところ撤去の後、すぐ避難道を造りますということは、今のところ計画はありませんが、いずれそこも大切ではないのかなというふうに思っております。ですから全体的なことを勘案して将来的にはやらなければいけないのではないのかなというふうに思っております。

○ 4番 小嶺勉議員

そこに造ってほしいというのは中の橋、それから今工事中の阿波連線の橋もあるんですけど、ちょっと回するには時間がかかるわけですね。それで9班あたりの皆さんがいち早く避難するには、そのへんしかないんじゃないかと考えておりますので、できれば村長に考えておられるということですから、できれば早めに予算づけして実行できるように、または南部土木さんと相談して、今回取り壊ししながら、ぜひお願いしてほしいと思います。

続いて2番ですが、部落内の車道、または道ですけど、このへんは4班ですけど、保育園から子どもたちが園内授業といいますか、あちこちにみんな歩いて行ったりします。もちろん、保育園の先生方も付いていますが、中にはこれだけの子どもだと、ぼんと一人だけで飛び出たりする子どもがいるということで、できればあのへんに停止線ですかね、車が危険ですから、もう一つカーブミラー、カーブミラーも付いているんですけど、このカーブミラー東側からはわかるんですけど、西側の元小嶺ですか、あのへんからは付いていないのでわかりにくいわけですね。何時までもそのへんに工事屋さんがいるわけではないんですけど、特に最近、工事屋さんも止まっていまして、けっこう十字路でも止まらないでびゅんびゅん走るそうです。それで将来ある我々の渡嘉敷の子どもたちのためにも、くだらない事故が起きる前に、ぜひ、そういうカーブミラーとか、停止線を設置してほしいと

考えていますが、村長、そういうところでどう思われるか、お聞きしたいと思います。

○ 松本好勝村長

ただいまの集落区内の道路についてでございますけれども、確かに保育所近辺のカーブミラーについては、保育所からの要望もあり社協前、それから校長住宅前、神社付近、交差点に増設をしております。今後も要望等を聞きながら、そして周辺のまた住民の方々の意見等も聞きながら一旦停止線についても計画して事故のないように私たちも調査をして研究検討したいというふうに思っております。

○ 4番 小嶺勉議員

さっき村長、住民の方とおっしゃっていましたが、向こうは確かにお年寄りの方へこう歩きます。子どもとお年寄りはそういうのに反射神経が普通の人よりはちょっと遅れますので、この辺は検討ではなく、できるだけ来年にでも設置していただきたいとお願ひしておきます。

それと歩道の駐車ですけど、郵便局の隣ですか。向こうにいろいろ前々から車が駐車ですね、停車じゃなくされています。24時間ほど、夜もこれもそのへん通るドライバーの皆さん特に女性ドライバーからいろいろ何とかできないかということをお願いされていますけど、これは前の経済課の時も1回か何回か注意を即したことがあるんですけど、いまだ改善されていないということです。そこも最近、車の通りも非常に多くなっています。全ての車が軽ではないので、軽であれば通るんですけど、そうじゃない車もわざわざ入ってきてバックして行くのを見たことがあります。万が一の時はあのへんは緊急車両も通らなければいけないと思います。そういう場合、緊急車両なんか通るところじゃありません、車があるために。そういうのを含めて、そこに車を止めていただかないようお願いか、調べてやってみる必要があるんじゃないかと思います。方法としてあのへん何箇所か空き屋式もありますので、この空き屋を使うか、使わないか、ただの畑や土地なのか、相談してですね、今、渡嘉敷では人が住む住宅どころか駐車場もないありさまで、こういうことになってますので、村営の近くの空き屋式を利用できないか、そういうのちょっと検討していただきたいと思うんですけど、村長の考えをお伺いします。

○ 松本好勝村長

集落内道路の駐車についてのことなんですけれども、これは私たちとしては、警察官、駐在所とも協議をして、そして随時、車輛所有者への指導を行っていきたいというふうなことを考えております。そして確かに私たちが見ても、郵便局周辺についての路上駐車が非常に目立つというふうなことがありますので、もしものこともありますので、この消防自動車を通れないと緊急の場合にですね、そういったことがでないように、随時これからも指導してまいりたいというふうに行います。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 4番 小嶺勉議員

この件は村長、早めに解決できるか、そのへん誰が車を止めているか調べになって相談してほしいと思いますが、いかがですか。

○ 松本好勝村長

この件につきましては、路上駐車はまずいということでもありますので、これ駐在所とも協議をしながら進めていきたいというふうに思います。

○ 4番 小嶺勉議員

あれだけ困っている方々がいらっしゃるわけですから、しかも郵便局を利用する方もいっぱいいますから、できれば早めにやってほしいと村民のためをお願いしておきます。

次、観光についてですけど、村は確か去年か一昨年、観光入域者を15万人に持って行きたいという考えを持っておられると聞いておりますけど、これだけの観光客が増えるとももちろんそれに付随する働く方とか、いろんなのが発生してくるわけですね。そのときに日帰り観光客であれ泊まり客であれ、結局そこに従事する従業員とか人間が増えてくるわけですけど、その場合もやっぱし人口は増えるんだけど泊まる場所も無いということがでてくるんですけど、そういう場合の対策、本当に15万に増えた場合に、これだけの客だけじゃなく、そこに住み着く人のことも平行して考えていらっしゃるのかをお聞きします。

○ 松本好勝村長

いわゆる空き屋対策等のことだと思いますけれども、観光だけじゃなしに、空き屋の活用については今年度に沖縄離島活性化推進事業を活用し、移住・定住の促進を図るため渡嘉敷村空き屋活用事業により村内空き屋の全戸調査を実施いたします。観光関連に従事する方々の住居確保の目的ではありませんが、村として空き屋の活用について現在取り組んでいるところでございます。

○ 4番 小嶺勉議員

空き屋対策で質問しているんじゃないくて、これだけの観光従事者が増えた場合に空き屋も含めてアパートも含めてですけど、寝泊まりするところはあるかということです。衣食住の住です。これを対策できているのかどうするのか、そのへんをちょっと具体的にお願ひします。

○ 松本好勝村長

ですから今、この調査を沖縄離島活性化推進事業等を活用して、それを調査をするということでございます。

○ 4番 小嶺勉議員

この件についてはちょっと長くなりますので、これで終わります。

次、役場のあまり僕らが言うべきことではないんですけど、若干名の方から聞いてほしいなというのがありましたので、お聞きするんですけど、今現在、役場職員がけっこうお

りますので、いろんな方々もおられます。ここで村長、渡嘉敷も役場の職員が一緒になってやる行事もまつりもいっぱいありますけど、その中で何でもかんでも職員がお手伝いしたりするというのは当たり前とは僕思いません。そうしながらいろんなことがあって村長の場合、村長になられてから職員とのそういう交流ですかね、または労をねぎらうという機会を持ったりとか、そういうことやったことありましようか。

○ 松本好勝村長

このことにつきましては、例えば何かの行事の後、片づけさせてから、例えば敬老会、それから成人式、そしてマラソン後とか、そうことについては職員だけじゃなしに、その片づけなどの方々と一緒になって交流と言いますかね、酒を酌み交わすというのはあります。ですから全くないということではございません。

○ 4番 小嶺勉議員

それに参加する方々と交流とか飲み会をする場所があるかもしれませんが、そうじゃない方々の職員とトータル全部含めてですね、やったことがあるのか。または課とかの交流ですね、情報の共有というのはできれば、我々、村民のためにもなると思うんですけど、そのへんいかがでしょうか。

○ 松本好勝村長

よく理解しているつもりです。どこの市町村長であろうが、日頃から部下職員にはそれぞれの日頃の業務に精励していることに対して、心からの感謝をしているのではないかなというふうに思っております。ただ以前のように、例えば20年前のようにですね、2、30年前といいますかね、5時を過ぎれば庁舎内で酒を飲む機会がありましたけれども、現在ではほとんどありません。私自身、就任以来、村長室で酒を飲んだこともありませんし、また副村長、それから教育長なども職員等々の意思の疎通はできているものというふうに考えております。ただ公務員の酒にまつわる一般的な社会の厳しい目の事案等もありますので職員の半数が車通勤です、現在。もう2、30年前と全く違うような状況ですので、私自身が誘いにくいと5時終わってからですよ、あります。ですからそのようなことから飲むなら運転をしませんよというふうにして半分以上は、もう車通勤の職員ですのでね、そういうことがあるのであれば、おつき合いはしようというふうにして相手の心も聞きたいというふうにありますけれども、日頃からそういうことに関しては飲むから飲まないからじゃなしに、できているというふうに、私は特に出張も多いですので、副村長をとおしてあるいは教育長をとおして、そういったことについては職員との意志の疎通は繰り返しますけどできているというふうに思っております。

○ 4番 小嶺勉議員

できていないからこういうのがあると思うんですけど、それは毎月とか、半年に2回とか年に5回なんか大変なことですよ。せめて年に2回ぐらいはやっていただきたいと。これからそういうふうにとやろうという思い、職員に対するのがあるか、ないか、お聞きしま

す。

○ 松本好勝村長

今、先ほど申しましたように、おそらく誘っても職員がすぐOKするのかわかりませんが、私は半分以上がもう車通勤の職員ですので、逆に迷惑じゃないかなというふうに思いますし、職員からそういう希望であればやるつもりでおります。

○ 4番 小嶺勉議員

若干名の職員からそういうのがありますということで聞いておりますので、ぜひ職員の要望にお答えできるように、村長も考えるのではなく、思うのではなく、ぜひ、自分の部下のために行動していただきたいとお願いして私の質問を終わります。

○ 玉城保弘議長

これで4番小嶺勉議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

次に、5番當山清彦議員の発言を許します。

○ 5番 當山清彦議員

早速ですが通告書に従いまして一般質問を行います。まず、初めに、無電柱化についてお伺いいたします。本村における無電柱化の計画について伺いたと思います、この無電柱化推進法案が昨年の12月に成立してから、まだそこまで動きが、国としての動きも見えないところではありますが、県内でも小規模ですが無電柱化が進んできているという中で、また、当局が現在景観条例に向けて取り組んでいるというのも伺っていますし、アンケートも拝見しました。その件も含めて本村における無電柱化の計画についてお伺いいたします。

○ 松本好勝村長

無電柱化に関しましては、現在のところ計画はありません。しかし、台風被害の抑制や景観の観点からも今後の研究課題というふうに考えております。

○ 5番 當山清彦議員

まだ国のほうの補助メニューも少ない状況ですが、今年の6月7日、47都道府県の中から東京のほうで条例を成立させたということ。また昨年の9月には茨城県つくば市で無電柱化条例が制定されているところがございます。今後、資金というか予算的なものが一番の課題になってくるとは思いますが、今後、本村においても無電柱化をしっかりと推進していくために、2番に移りますが、NPO法人電線のないまちづくり支援ネットワーク内にある無電柱化を推進する市町村長の会が、平成27年10月20日に設立されております。沖縄県は5市3町4村の首長が加盟しております。そこで当局として村長が加盟するお考えがあるかどうか伺います。

○ 松本好勝村長

現在の時点においては、加盟する予定はありませんが、今後、無電柱化を計画する中で考えていきたいと思っております。このことについては沖縄県は皆さんご承知のように台風銀座と呼ばれるほど台風が襲来しますので、これは全県的な問題として取り上げなければいけないのではないかというふうに市町村長の中でも話が出ております。ですから一町村等が手を挙げるのではなくして、全県的な考えとして将来的にはもっていくだらうというふうに現在のところ考えております。

○ 5番 當山清彦議員

今のところ加盟する予定はないということをございますけれども、座間味村のほうも前向きに考えていると伺っておりますし、また、無電柱化推進に関する会合等もこれからシンポジウム等多く開かれてくると思いますので、早めの加盟をお願いして次の質問に移ります。

光回線の面整備についてお伺いしますが、以前にも議会でお伺いしたと思っておりますが、私としては県議会のほうでも傍聴させていただいて、県が進めていくと思っていたんですが、このへんの村の自己負担分もあるというようなお話も受けて、現在、工事が進んでいかなのかなということなので今回の質問でございますけれど、まず、この事業の概要について、そして2番の事業費の自己負担分があるのかなのか、というところについて、お伺いします。

○ 松本好勝村長

この件につきましては、私より総務課長のほうが詳しく調べているようですから、総務課長のほうから答弁させます。

○ 神里敏明総務課長

當山議員の質問の光回線の面整備についてですけれども、現在、沖縄県が平成28年から事業実施している超高速ブロードバンド環境整備促進事業により整備が進められているところでもあります。この事業はあらゆる分野、観光、教育、医療、福祉、防災等においてICT利用による利便性を全県的に等しく享受できる環境づくりとして、市町村との連携を図りながら超高速ブロードバンド環境整備を促進することを目的として、通信事業者に対し、設備投資に係る費用の一部を補助を行っております。特に条件不利地域である離島過疎地域市町村において光ファイバー網による超高速ブロードバンド環境を整備し、本島都市部との情報格差の是正を図るための事業で、平成32年度までの事業となっております。村が実施している事業ではないため、事業の詳細については説明することはできませんが、平成30年度から、この事業にかかる村の負担分が発生していくことになります。

○ 5番 當山清彦議員

村の負担分が発生するというございますけれども、平成30年度からということで予算もまだ出ていないというかたちだと思いますので、またこの件に関しては議会以外でもちょっと伺いながら、また県にもしっかりと要望しながら進めていけたらと思っておりますが、まず、

3番にいきますけれども、繁忙期が通信速度が著しく低下しているという状況でございます。船舶課長とインターネットの予約やオンライン決済等のことで協議をしていますが、この件がやっぱりネックになってくるということでございますので、早急な整備が必要であるというふうに考えますが、これが平成28年度から始まって平成30年度ということでございますけれども、これが前倒しになるようことはないのか。平成30年度からその後どのくらいまでかかる見通しがついているのか伺います。

○ 神里敏明総務課長

この事業の前倒しということなのですが、県のほうに確認した限りは平成30年度の事業費についても、この事業は一括交付金を活用しているものですから、その財源枠の配分がまだ決定していないと。いま財政部署と協議中というような状況ですので、その確保を目指している予算が確保できれば30年度には渡嘉敷のほうを整備される見込みではないかというふうに、県のほうははっきりは言いませんけれども、もう予算の獲得状況によりますという返事はいただいております。

それから、現在、ホエールネットということで利用者が集中する際にはどうしてもスピードが落ちるといふ現状がありますので、そこらへんは現在NTTのほうにも改善策を随時要求していったところがございますので、回線網が光回線が整備されるまでにはそこらへんも含めてNTTのほうには要求していきたいと考えております。

○ 5番 當山清彦議員

ありがとうございます。県の一括交付金を活用しているということですが、ということは今の沖縄振興計画の期間内でまた後ろにいく可能性もあるというふうに解釈しますけれども、先ほども言ったとおり行政サービスにも影響が出ているということで、何とか村長、執行部の皆さんになんとか強く強く要望していただけたらと思います。

次に移りますが、無電柱化は同様、光回線の面整備、様々なコストの面で整備が遅れているという状況もあるというふうに県会議員のほうからも伺っております。そこで道路整備と他の、地中化ですから道路整備と併せての工事があれば予算面のほうは少なくとも済むのかなと思いますけれども、村の村道整備に併せて、この2件の工事が進められるかどうか、分かる範囲で構いませんので村長の見解を伺います。

○ 神里敏明総務課長

無電柱化につきましては、道路整備となると事業計画ですぐにというわけにはいかないので、なかなか厳しいところがあるのかなと。また沖縄電力という事業者がありますので、そこらへんのいろいろな面の協議が必要になってくるかと思っております。

それから、先ほど言いました光回線の整備につきましても県が進めている事業でありますので、そこらへんは村のほうで、そういった事業を取り込むというのは、そこらへんはできないのかなというふうに考えております。

○ 5番 當山清彦議員

ありがとうございます。

次の質問に移ります。1番、本村の集落内の主要道路の多くがブロック塀に挟まれている状況であると思います。災害時にブロック塀が倒壊すると住民の避難、そして死傷事故等も考えられるわけでございます。東日本大震災、そして阪神淡路大震災においても本件における死傷者というものが多く発生しております。そこで他の自治体ではブロック塀から生け垣等へ建て替える際の費用を助成しております。本村においてもそのような助成が可能かどうか見解を伺います。

○ 松本好勝村長

防災対策としてブロック塀を生け垣等に建て替えていくことについては様々な観点から検証し、他自治体の状況も参考にしながら、今後検討していく必要があると考えております。現時点での建て替え費用等に対する助成は考えておりません。ただ、本村あたりでこれだけ台風が強いですので、ブロック塀を壊して生け垣等のそういった対応等、村民が喜ぶのかどうか、これはこれからの研究課題ではないかというふうに思います。

○ 5番 當山清彦議員

台風等への対策を懸念されるのはもちろん分かりますけれども、他の自治体で、これだけ結構多くの自治体で助成が始まっております。だいたい多くて30万円を限度としているようでございます。いま私が調べている限りで厚木市と東京都の小平市のほうで助成が始まっているというわけで、また、本村の道路の、先ほども申し上げたとおり道路の幅も狭い、これでブロック塀が倒壊した状態で全ての住民が避難できるか等を考えるとどうしても、このような対応も必要ではないかと私は考えておりますので、しっかりとそのへんも考えていただいて、何とか推進していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。今年は雨量が少なく、当局からの節水を呼びかけることが多かったと思います。そこで水不足対策と、また防災の観点からも雨水タンクの整備が必要だと考えております。近いところで那覇市がこの助成をスタートしております。これはまた額がそこまで大きくなく、雨水、井戸水、利用施設の設置や修繕に係る費用の2分の1、最大4万円まで補助をしているようでございます。当局の見解を伺います。

○ 松本好勝村長

ご質問について調べたところ、県内では那覇市と西原町で雨水施設等設置費の補助金制度がありますが、本村においては現在のところ考えておりません。今年は近年希に見る小雨傾向で渇水対策本部を設置し、村民の皆様にもご心配をおかけいたしました。今後水道の広域化に伴い2,000㎡規模の調整池が設置される予定です。今後も節水について周知、啓蒙を行い、水道水の安定供給を実施してまいります予定でございます。ですから現在のところ補助金制度は考えておりません。

○ 5番 當山清彦議員

先ほども申したとおり、今回防災について2件伺っております。他の自治体でやって本村でできないわけもないと思いますし、またそこまで額も大きくありませんので、また先ほど同様しっかりと考えていただいて推進していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

次から2件が継続質問でございます。不妊治療費の助成についてお伺いたします。昨年の6月と本年の3月の定例会でお伺いしました。本年3月の定例会において、村長は29年度中に要項を策定して実施していこうというふうに答弁をされております。進捗状況を伺います。

○ **松本好勝村長**

平成29年9月に渡嘉敷村特定不妊治療費助成事業実施要綱を制定しております。内容は沖縄県特定不妊治療費助成事業の規定に基づく特定不妊治療を受けている夫婦に対し助成を行います。助成額については特定不妊治療に要した費用額から県の助成額を控除した額で、1年度当たり15万円を限度としております。

○ **玉城保弘議長**

休憩します。

再開します。

○ **5番 當山清彦議員**

ありがとうございます。9月に要綱を策定していただいたということで、心から感謝を申し上げます。

次に移ります。出産助成金の拡充についてお伺いたします。平成25年12月定例会で要望しております26年4月には施行していただいた出産助成金制度ですが、27年6月定例会において助成額の拡充を要望いたしました。村長は倍の10万円までにはもっていきたいというふうな答弁をされております。進捗状況を伺います。

○ **松本好勝村長**

平成28年4月1日より助成額を5万円から7万円に増額しております。助成額については妊婦さんに様々な諸事情があることは理解しているところですが、財政的な負担等を考慮して、すぐに倍にすることができないことで2万円の増額といたしました。

○ **5番 當山清彦議員**

今後も頑張ってください、なんとか、倍というふうに答弁しておりますので、なんとか目標10万円に向けてよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。公契約条例制定についてお伺いします。公契約条例は国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対しての賃金の確保に関する条例でございます。官製ワーキングプアが騒がれる中で、この条例を早めにつくったほうがいいのではないかと、県が30年の4月1日の施行を目指して、いまパブリックコメントを募集して、まとめに入っているところであると思います。そこで本村の公契約条例制定

に向けた取り組みについてお伺いいたします。

○ 松本好勝村長

公契約条例の制定については、ご指摘のように沖縄県が平成30年4月1日施行を予定されているようですので、今後の県内市町村の動向等をみながら対応していきたいというふうに考えております。

○ 5番 當山清彦議員

都道府県が制定する前に単独で制定しているところも多くあるわけでございますので、他の自治体をみるという答弁がよくされますけれども、しっかりと村の委託業者の賃金を守るための条例ですので、もっと早めに進めていただけたらと思いますので、よろしくお伺いいたします。

次の質問に移ります。船舶燃料委託事業者の選定についてお伺いいたします。フェリーとかしき、マリンライナーとかしきの2隻の船舶に2者で交互に給油の委託契約をしていると思いますが、入札による選定にしないといけないと思います。こちらに関しては私も監査委員の意見として決算監査の際にも申し上げているところでございます。また12月の那覇事務所の出納検査の際に、マリンライナーとかしきの給油のほうも監査委員2名、事務局1名で見せていただいております。そんな中、職員からおかしいんじゃないかという声も聞いております。まず、この件について当局の見解を伺います。

○ 松本好勝村長

現在、村営航路の船舶燃料については、地元燃料取扱業者2社と基本的に前期、後期に分けて契約締結をし、2隻の船舶を1年毎に交互に給油しております。原産国状況及び社会情勢等で燃料価格に大きな変動がある場合や納入業者より価格変更協議がある場合には、沖縄旅客船協会を通じ県内各航路補助の燃料単価調査を実施した直近の燃料単価を参考にし、その都度2業者と油脂売買変更契約を交わして、単価見直しに対応しており、適正な燃料価格になるよう努めております。

なお、入札によらない理由といたしましては、地元企業保護育成を目的としているため、地元に与える影響の大きさを考えると、早急に村外業者が参入しての入札というのは困難で、今後の研究課題としたいと思いますが、航路補助航路として燃料経費節減等は大きな課題ですので、当面は給油立ち会いや価格設定等で地元業者の指導監督を更に徹底し、各離島航路の燃料単価動向調査を随時行いながら適正価格で契約ができるよう努めてまいりたいというふうに思っております。あくまでも現在のところは地元企業優先で保護育成のためというふうなご理解でよろしいかと思っております。

○ 5番 當山清彦議員

地元企業の育成という観点からすればいいことかもしれませんが、昨今の離島行政の不祥事、また伊平屋漁協の交付金の不正使用等、こういったものがありまして、私も監査委員の県の監査と南部地区の監査協議会の監査研修会が年に2回あります。その中

でも私ども監査委員は監査協議会からも言われております。また、平成29年10月27日の自治日報でございますけれども、総務省が監査に関して指針を出すというふうに出ております。ちょっと報道を読ませていただきますけれども「総務省は、地方公共団体における内部統制、監査に関する研究会の初会合を開き、第3次地方制度調査会の答申を受けた地方自治法改正により都道府県と指定都市に内部統制方針の策定と必要な改正整備が義務づけられたことを踏まえ、導入手順としてガイドラインを作成する。また監査は全自治体の監査委員が策定する監査基準に従って行い、総務大臣が基準の指針を示す。とされたことを踏まえ、監査基準案と実施要領で構成する監査指針を検討する」というふうに出ておりました、こちらが平成30年11月頃に総務省が指針を出すと発表しております。

そして先ほども申し上げたとおり、伊平屋漁協の交付金の不正使用等もありまして、今回の質問なんですけど、先日、契約書のほうも見させていただきました。見積額というものが全て一致している状況でございます。このへんもしっかりと業者に対して指導もしなくてはならない。そして入札も踏まえた考えももっていただけないと私どもも外から何か入ったとき、村長ももちろんです。私ども監査委員もそうです。地元企業の育成、保護、もちろん大事ですけれども、しっかり村民に対して、しっかり説明できるかたち、公平、公正なやり方というものを、しっかりと検討していただきたいと思います。村長の見解を伺います。

○ **松本好勝村長**

地元業者間競争できるような方法を検討し、船舶燃料購入契約の適正化に今後努めていきたいというふうに思います。

○ **5番 當山清彦議員**

ありがとうございます。私もあと任期が9月まで1年ありませんけれども、県のほうからも言われておりますし、議選監査委員として皆様から選ばれた立場としてしっかりと監査委員としての仕事を全うしてまいりたいと思います。また、事務局から執行部の皆さんには話がいかれていると思いますけれども、今後、村が補助金を交付している団体への監査も我々はしてまいります。先日、社協にもお願いしております。こちらは年度またいで3月以降に、今年度分を見させていただくことにしました。また他の団体もしっかりと監査していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。以上で私の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○ **玉城保弘議長**

これで5番當山清彦議員の一般質問を終わります。

次に、6番與那嶺雅晴議員の発言を許します。

○ **6番 與那嶺雅晴議員**

6番、通告書に基づいて質問していきたいと思います。まず、鳥獣対策についてでございます。今、平成23年度から対策としてフェンスであちこち囲っておりますけれども、今

年は県費じゃなくて村費でもって早々に一週間ぐらい前に設置していますが、この問題についてある農家から、なぜ自分たちの所はやらないのかという、同じ税金を出しているのに、なぜ私の所は後回しなのかという現場でよく聞きます。それに対して、農家の方も皆さんの説明があれば、それなりの納得があるはずですけど、一切そういったものもなく、議員の言っても埒があかんから直接役場に言ってももの申すという農家があります。現にもう何名かの方が役場に直接苦情等申し入れに来たと思いますけど、この説明ですね、方法はいろいろあると思いますよ。通知する方法は。その通知をもう少し徹底化していけないかどうか。それによって農家の方も十分理解していただけたと思いますけど、それについてお伺いします。

○ 松本好勝村長

現在、被害の大きい場所を優先的に設置をしておりますが、おっしゃるとおり説明が必要と考えております。合同説明会だと、なかなか参加されない方がいらっしゃることですので、戸別に訪問して説明していきたいと思っております。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

先ほど言ったように方法は、しっかりした伝達ができれば、農家の方も何百名もいらっしゃるわけじゃないので、方法はお任せしたいと思います。通知のほうよろしく願います。

予算についてでございますけど、今まで農林省から県にきて、県から更に各市町村と振り分けて、最初の頃は70万円ちょっとぐらいで、それからずっと100万円ちょいぐらいの予算がついていますが、今回28年度はまだ県のほうでも設置はしていないと思います。予算には180万円ぐらいの予算計上されてはいますが、今回県のほうも希望する予算どおりそのまま導入できるかどうかですね、今まではたぶん余った分だけの予算がきて、それで被害額等の調整云々もなくして、渡嘉敷村の配分100万円ということで勝手に数字だけ並べられている経緯もありますけど、今回はどんなですか。180万円予算取れますか。

○ 松本好勝村長

ただいまの件でございますけれども、柵の購入についてですが、既に購入し設置済みが59万4千円、これ村費です。それから、今回補正予算に計上しているのが体験農園分の28万5千円、これも村費です。補助内示分が219万8千円余でございます。今月決定が出る予定ですので、今月中に執行したいと考えております。設置等に関しては賃金職員で対応してまいりたいというふうに思っております。詳しい細部につきましては担当課長のほうから説明させます。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

この県の予算ですね、こっちのほうからいくら欲しいと要望すればもらえるわけですか。なんでいつも27年まで、いつも100万円ぐらいできていますよね。実際はどれだけずつ出しているの、過去に。

○ 新垣聡経済建設課長

当初要望を出すわけなんですけれども、実績に合わせて県が調整をしてくれて、今回ももう少し上積みをして要望はしていたんですけども、決定したのが先ほど村長が答弁した210何万円という額で決定しています。また実績報告をして、そこから精算で落とされる可能性は出てくるということです。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

皆さんからもらった資料で、被害額に比例しているわけじゃないわけよね、設置額はね。だから私が聞いているのは、普通は比例すべきだと思うわけよね、これだけ被害があるからこれだけ予算下さいというのが、末端かなと思うけれど、被害額は無視されて、予算が勝手に県からきているのかどうかですね、これ調べたら28年度は184万円ですけど、いま200万円というけど、これは余ったからこれだけきているのか、最初から要望しているのが200万円余りなの？

○ 新垣聡経済建設課長

28年度、前年度に関しては、年度末に来て、県のほうから予算執行残があるので渡嘉敷村つかえないかというのが来て、そこから計画をして実施したという経緯があるんです。それで前年度は100何十万ですかね、しかついでいかなかったんですけども、今年度は当初にそれを要望して、計画額を出して、補助金の申請をしたということです。そこで決定されたのが、今回答弁した金額になっております。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

ずれがあると思うんだよね、私が聞きたいのは、県が予算余ったから渡嘉敷つかいますかじゃなくして、皆さんがいくら要望しているのかを聞きたいんです。分かります？ さっきの答弁では県がこれだけ余っているから渡嘉敷どうですかで、こんな数字になっているというんですけど、これだけ被害が出ているのであれば、本来、ここから村のほうから県のほうにこれだけ予算をくれというのが、私は建前だと思うんだけど、先ほど課長がおっしゃるのは余った予算、これ見ているとずっとそんな調子できていると思いますよ。ずっと100万円ぐらい予算もらっているから、県が余っているから渡嘉敷つかって下さい。もっと積極的に要求することはできませんか。

○ 新垣聡経済建設課長

前年度に関してはということで、先ほど県の予算残があるということでの執行というお話をしたんですけども、今年度はこちらで予定をしている1,156m分の防護柵これの分を当初で申請をしております。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

いま休憩で、ズレがあったようなので、調整した結果、いまお互い私も納得しましたので次に移りたいと思います。

村長、今回、村費でもって初めて計上して実施していますよね。これだけ農家からストレートに言われたらたぶん県費だけでは対応できない部分もあるかと思います。それに対して今回は村費という初めての予算をつかって実施しているわけですけど、今後もその予定はありますか、村長。

○ **松本好勝村長**

そうですね、この件に対しては私達も、たいへん頭を痛めているところでございます。議員の皆さん方にも確かに農家のほうから苦情がいつているかというふうに思います。私自身もそうです。ですから今後これと同額かどうかということに関しては、これまでの実績等を勘案して決めていきたいというふうに思いますので、このことについては皆と一体となって私達も考えていきたいというふうに思っておりますので、何しろ今の状況を見ましたら、もう何つくっても駄目だというふうに農家からたいへんなお叱りを受けているような状況ですので、今後とも続けるかどうかについては、これからの検討だというふうに思っておりますので、すぐこの場でいま次年度もやりますかどうかということはちょっと述べるのを控えさせていただきたいと思います。

○ **6番 與那嶺雅晴議員**

村長、控える根拠は何ですか。

○ **松本好勝村長**

今こうやってここで議論しても、そのことについては今後もずっと続くのかどうか、今これについての鳥獣の、そういった捕る方法もいろいろ勘案しなければいけないというふうに、また何名かの職員が頑張っているところですので、そこらへんはちょっと配慮していきたいというふうに思います。

○ **6番 與那嶺雅晴議員**

何年も続くかということですけど、何年も続きますよ。課長、もう1件、順番のことを再度聞きますけど、いま渡嘉敷だけやっていますよね。渡嘉敷でもまだ嘉手苺とかは一切やっていない、イシッピもあって、阿波連等もある、この準備は一応計画はしていますか。次どこことというのは。もちろんあるから農家に説明するはずですけど、もし今知っている範囲内でいいので、次200何万円か予算がつくわけですよね。その予算で施工する場所を教えてください。

○ **新垣聡経済建設課長**

現在考えている、今回考えているのが1,156m分の補助に対して、プラス村単費で59万4千も既に設置して終わっているんですけども、波佐間、小嶺後、嘉手苺を今考えていて、まだ阿波連については、その後になるかと思うんですけども、順次設置していこうというふうに計画しております。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

阿波連区に関しても計画はしているということですよ。これは非常に一辺倒でできる問題じゃないので、これは骨を折って農家に丁寧に説明したら理解してもらえらると思いますので、この問題に対してはたくさん骨を折って下さい。

次いきます。公共工事の工期についてでございます。この問題に関してはですね、村長、1番から4番まで私なりに丁寧に質問していますので、答弁が先回りしないように、順を追って答弁していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

この問題は何からスタートしていいか分からないぐらい、工期は何のためにありますかと書いていますけれど、今から当初の計画としては11月ぐらいには完成だったんじゃないかなと思ひます。というのは3月の卒業式、入学式に雨降る中、テントの中で村長が阿波連小学校の子どもたちと約束しました。10月には立派な体育館ができるので、その間は我慢して下さいというふうになっております。子どもたちからすると、うちの村長は嘘ついているという、単純に子どもの考えとしてはそう思われてもおかしくないことまで発展しているのが事実であります。今から厳しい冬がきます。本来、今まで体育館の中で運動をしていた子どもたちが、天気の悪い日にあの運動場で授業をやらないといけないかという厳しい段階に突入していると思ひますけれども。まず、書いていますので読みますけれど、村長、工期は何のためにあると思ひますか。

○ 松本好勝村長

このことにつきましては、当然、與那嶺議員からお叱りを受けるというふうに覚悟しておりますけれども、工期そのものは、その目的物を完成させ、発注者に引き渡すために要する工事期間を定めるためにあるものというふうに考えております。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

私も同じ考えです。工期は守るためにあります。工期、願ひが出ているでしょう、村長。この工期願ひというのはいつまでの工期願ひが出ていますか。延長願ひのことです。

○ 松本好勝村長

2番、3番、4番と随時質問がくるかと思ひますけれども、工程表のそういった打ち合わせとか、教育長のほうでやっておりますので、私より教育長のほうが内容的に詳しいですから教育長のほうから答弁させます。

○ 宮平昌治教育長

現在の工期延長につきましては、平成30年2月28日まででございます。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

工期願ひがきたのはいつですか、延長願ひね。

○ 宮平昌治教育長

工事の延長が参りましたのが、受注業者から平成29年の8月28日でございます。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

たぶんこの現場は4月ぐらいからかな、取り壊しを入れたら3月ぐらいからやっていますが、8月まで工期がスムーズにいったという経緯は私からみてはありません。この時点で8月になってから工期延長願いが出ること自体いろいろおかしいと思っています。というのは、村長がおっしゃったように10月には完成予定なんです。8月20何日というのは工期的に50%も出来上がっていない時期ですよ。その中で8月までにしか延期願いを出さないというのは、私はいかがなものかなと思います。

それと教育長、その時点で、2月28日ですか、延期願いが出たのは。これは何を根拠に、工程表も、そういうものも持ってきて延期願い等を出しているの。工程表があったら見せて下さい。私見れますので。

○ 宮平昌治教育長

工期の延長につきましては受注業者のほうから工期の延長請求書という書類が届きまして、その中身、延長理由に基づいて双方協議して延長しているということでございます。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

その時に2月27日に完成する工程表が添付されているはずですよ。それに基づいて工期延長願いというのは成り立つわけですから、それを添付してあったかどうかを聞きます。

○ 宮平昌治教育長

失礼しました。8月28日に工期の延長請求書が出されているわけですが、その前の工程会議において施工管理業者も含めて、その工期の延長について協議をしたということでございます。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

本来なら教育長ね、これだけ工期が遅れていたら、月間、週間か何かに工程会議というのを開かないといけませんよ。その都度、今までこの8月28日までの間、工程会議って何回やりましたか。その内容も教えて下さい。

○ 宮平昌治教育長

工程会議は2週間にいっぺん開催しております。工程会議につきましては2週間にいっぺん開催しておりますが、いま手元に工程会議の記録表を持っておりませんので、後ほど提供したいと思います。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

あのね、私も建設業を営んだことがあって、この工程会議等に関しては詳しく分かっているつもりであります。今年は建設業にとっては非常にいい年なんですよ。台風も来ない、雨も少ない。工程がこの時点で遅れる事態というのは、もし遅れるんだったら、それなりの理由付けが必要だと思う。工程会議等はちゃんと開いているようですが、これは、実際ね、教育長、この2月28日までのスパンとしたら工期はどれぐらい遅れているの。

○ 宮平昌治教育長

いま契約している期限が2月28日でございますので、この工期内には納めてくれるもの

と思っております。また、先ほど申し上げましたとおり2週間にいっぺんの工程会議等々でも、この工期には必ず納めるようにということで指導しておりますので、工期内完成はできるものと考えております。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

今、休憩中に、昨日スラブ打ったばかりだから、2月28日は無理だと。今日もスラブの一部打設していますよ。これは絶対守れると思いますか。阿波連小学校の学習発表会ですか今延ばしているのは。いろいろ問題が産出してくると思いますけれど、僕に言わせると、業者が言うとおおり、ああそうですかと聞き流している部分があるんじゃないかと思います。それを踏まえて次にいきます。

受入業者に対して発注側ですね、要するに村側の姿勢はこれで良いのですかということですけど、村長どうですか。

○ 松本好勝村長

これでいいのですかと聞かれても、今、私のほうでよろしいですよという返事はできません。ですから現工事を期限内に納めるような指導しかできないのではないかなというふうに思っております。そして今回の件に関してもたいへん私達自身も大いに反省させるところがありますので、次回からこういうことのないように指導していきたいというふうに思います。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

どんな姿勢を取ったらいいか分からないということでしたら、私が教えてあげますよ、村長。毅然とした態度で対応すべきですよ。村長はこの前、地鎮祭をやった職員住宅、その中に、この業者が入札参加に入っているじゃないですか、おかしくないですか、4カ月も工期が遅れているのに案内を出す事態が、村長はその業者と切っても切れない関係にあるの？ 絶対おかしいですあれは。どう思いますか。そんなことしたら業者は反省しないですよ何にも。4カ月遅れても入札案内が来る。何も反省する必要はない。

○ 松本好勝村長

この業者に対しても何の利害関係も持っておりません。ご指摘のようにそういった4月遅れてそういう業者を入れたかということですが、次回からそういうことを勘案してやりたいというふうに思っております。ただ、私達としては、新たな業者ばかり指名すると、また入札もしない前にまた辞退が届くのかなというふうなことで非常にそこらへんも勘案して決めたつもりでございます。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

今村長がおっしゃったこと分かりますよ。というのは、前回その業者は保育園ですか、そういう実績もあるから、その気持ちは分かるんだけど、もう少し毅然とした態度を取らないと、私ね村長ね、1カ月工期が遅れたらこんな一般質問しませんよ。離島だけにね大変だはずということでやりませんよ。今まで私議員になってからこんなに工期が延びた

工事ないですよ。それは皆さんが毅然とした態度を取らないから業者も、見て御覧、私見てるけれど残業も何もしないよ。5時半になったらゲームみたいなのをいじっていて。夏は阿波連だったら、渡嘉敷部落と違って日は1時間長いですよ。残業する気配もない。皆さんが厳しく何も言っていないから、そうになっているんじゃない、原因は。

次いきます。たぶんそのことに関して業者も入札した以上は完成するまで努力する義務を怠っている、私にいわせると。現場監督といいますかね、非常になんか浮いた気持ちで仕事しているように見えますよ。それにあの現場は、教育長、さっき2月28日に約束しているというけどね、延期願いを出しにきたとき現場監督がきたのか、誰がきたの。

○ 宮平昌治教育長

現場代理人のほうが届けておりました。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

本来でしたら、あの現場は現場監督サイドじゃないですよ。会社ぐるみで対応しないと絶対間に合わないですよ。本来なら社長がきて、こうこういう理由で、こんなに工期遅れてたいへん申し訳ございませんと頭下げてくるのが当たり前じゃないですか。それが皆さんが厳しい態度とらないから、こんないい加減になっていると私は思いますよ。業者だけに責任はないですよ、皆さんにも、毅然とした態度をとらない皆さんにも、問題はあると私は思いますよ。たぶん工期が遅れた理由、まず村長は何だと思えますか。

○ 松本好勝村長

従業員の確保というふうに聞いております。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

入札で落札したら、そんな理由になりませんよ。職人がいないから工期遅れたというのは理由にならない。それは村長、単なる言い訳ですよ。そう思いませんか。この業者が取らなかつたら別の業者が取ってたらちゃんとしたかもしれないよ。取った以上はそんな理由にならないですよ。今からあと何か所ありますか。幼稚園、いま基礎工事やっていると。みんなその理由できたらどうします？ 職人がいないから3年後に完成しますと、極端な話だけれど。職人がいないから工期遅れましたは理由にならない。それは言い訳です。もっと毅然とした態度をとって下さい。

次いきます。これは別に今の業者だけじゃなくて、これからのことも含めて言います。これからどのような対応をしますか。

○ 松本好勝村長

今までご指摘受けたとおり、私たちもおっしゃるとおり毅然とした態度をとらなければいけないとっておりますので、入札、落札したからには、それなりのことをやっていただきたいという指導を、社長以下、そういった業者に対しては、指導をしていきたいと思っております。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

いま村長は毅然とした態度と言いますけどね、今の阿波連現場の会社、どうですか、社長を呼んで、さっきから言っている現場代理人サイドじゃないですはっきり言ってあの現場は。社長も呼んで、村長が行くんじゃないですよ、直接現場を見てもらって、本当にこれを2月28日に完成できるかという。どんなですか、社長を呼べますか。呼んで現場を見て、一筆書いてもらうという訳にはいかないですかね、村長。

○ 松本好勝村長

連絡をとって、その対応をしたいと思います。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

年内にできますか。

○ 松本好勝村長

年内といいましても、あともう20日しか残っておりませんので、これは会社に連絡を入れてみないと分かりませんが、極力私たちが年内で社長には、その旨伝えたいと思います。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

村長、この件はお願いしないでいいですよ、命令する、来なさいと。「現場チャー ナトーガと、これでいいのかと。」何もお願いする必要ないですよ。呼んでしっかりと毅然とした態度をとって下さい。情けないですよ、4カ月も工期遅れていても何ともない。

次いきます。行政改革についてでございます。我々も年明けたら選挙の年であります。沖縄県は全国的に選挙の年であります。村長も10月には村長選挙がありますけど、出馬予定されているかどうか。これは差し支えがない範囲でよろしいですので答弁お願いします。

○ 松本好勝村長

来年は村長選挙がありますけれど出馬の予定はありますかというご質問ですけれども、私の任期が30年の来年の11月20日となっております。今の時期から出馬する、しないという表明をすると、村民が困惑、混迷になるかというふうに思われますので、然るべき時期がきたら、その表明をしようというふうに思っております。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

たぶんそういう答弁がくるだろうというふうに思いました。おっしゃるとおりです。今確かに表明するというのは、村民のいろんな問題が発生するとも限りませんので、それはそれとしていいですけど、村長、健康的には問題ありませんか。

○ 松本好勝村長

現在のところ問題があるとは思っておりません。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

これで私の一般質問を終わります。少々、一般質問に無礼があったことをお許し下さい。ご答弁ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで6番與那嶺雅晴議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

休憩します。

再開します。

日程第6、報告第5号、平成28年度渡嘉敷村繰越明許費繰越計算書の再調整についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

報告第5号

平成28年度渡嘉敷村繰越明許費繰越計算書について

平成29年6月14日渡嘉敷村議会定例会にて報告した平成28年度渡嘉敷村繰越明許費繰越計算書を再調整したので次のとおり報告する。

平成28年度渡嘉敷村繰越明許費繰越計算書、これ一般会計の部でございますけれども、ここに8款の土木費、2項の道路橋梁費、村道阿波連線道路改良事業。10款の教育費、2項小学校、阿波連小学校区内運動場改築事業。10款の教育費、4項幼稚園費、渡嘉敷幼稚園園舎改良改築工事。計上してありますけれども、この土木費の一番上の欄ですね、文だけでございますので、説明は次のページを開けて下さい。新旧対照表が出ております。上の表が新しい分、そして旧と書いてあるのが前回の分ですので、上のほうの新と書いてある部分の一番上のほうの土木費の道路橋梁費、村道阿波連線道路改良事業ということで、既収入特定財源のほうにアンダーラインを引いてありますね。9万2千円。そしてずっと右のほうにいきまいて、起債のほうで2千70万円。そして一番右に183万1千円とあります。このアンダーライン引いてあります。ここの分だけです。残りの分は触っておりません。

そして一番下の欄の合計のところのアンダーラインを引いてある分が直している分ということでございますので、そこだけ見ていただきたいというふうに思います。ですから、この下の欄の分については、直してある分についてアンダーラインを引いてある分だというふうに思っております。ですから、新旧対照表を比べていただきたいというふうに思います。

ご審議お願いします。報告します。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、報告第6号、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の修正報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。松本村長。

○ 松本好勝村長

報告第6号、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の修正報告について。

平成28年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項の健全化判断比率及び同条第22条第2項の資金不足比率について、同条第3条第1項及び第22条第1項の規定により監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

記

上の段が健全化判断比率そして健全化判断比率の上の段に、実質公債費比率とあります。これが5.9になります。下の方の次のページ、これが5.8とありますので、この分だけ直してあります。実質公債費比率の5.9ですね。そして次の下の段が資金不足比率というふうになっております。ここはいじっておりません。

平成29年12月12日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

この次のまたページ、新旧対照表が出ていますので、新旧対照表をご覧になってください。新と書いてある方が正しいですから右の方は旧になっております。直した部分が先ほど申し上げました右の方の旧が5.8、これが5.9になっているという意味合いでございます。他は訂正してありませんので、よろしくご審議のほどお願いします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第39号、南部広域行政組合規約の変更についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。松本村長。

○ 松本好勝村長

議案第39号、南部広域行政組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により南部広域行政組合規約を別紙のとおり変更する。

平成29年12月12日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

糸満市、豊見城市清掃施設組合、東部清掃施設組合及び島尻消防清掃組合の解散に伴い、南部広域行政組合において、その事務を承継することから南部広域行政組合規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定に基づき本案を提案いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第40号、渡嘉敷村観光案内休憩所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。松本村長。

○ 松本好勝村長

議案第40号、渡嘉敷村観光案内休憩所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

渡嘉敷村観光案内休憩所の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。第4条そして別記様式第4条の関係を削るとなっております。

附則

公布の日から施行する。

平成29年12月12日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案者理由

渡嘉敷村観光案内休憩所の適正な管理及び公平な運用を行うため渡嘉敷村観光案内休憩所の設置及び管理に関する条例を改正する必要がある。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

新旧対照表が次のページに出ています。ご覧になってください。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

當山議員。

○ 5番 當山晴彦議員

現在、議題となっている条例に関するのですが、一般質問でも何度か伺いましたが、公募による選定するということですのでけれども、私は前に一般質問で、継続する際、今はそのまま継続してやるというような答弁をいただきましたけれども、継続するときもしっかりと公募が必要なんじゃないかということを一一般質問で申し上げたと思いますが、その件に関して当局の見解を伺います。

○ 小嶺哲雄商工観光課長

この件に関しては、以前に質問を受けていてですね、条例を改正してからということで答弁をしております。条例の中に第4条を今改正をやっておりますが、公募規定がないということで、4条に公募規定を盛り込みました。この条例の中では条例で定めるもの以外に規則に委任する部分があってですね、規則で定めるということで、今回、規則も合わせて制定するというので、今準備をしております、その中に使用期限は5年間ということで、その期限がきた後には、また再度公募をするという規定がありますので、資料として、また後でお示ししたいと思います。

○ 5番 當山晴彦議員

規則でちゃんとしているのであれば、大丈夫だと思いますので、答弁ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第41号、平成29年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。松本村長。

○ 松本好勝村長

議案第41号、平成29年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第4号）について。

平成29年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第4号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月12日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

平成29年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第4号）

平成29年度渡嘉敷村の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千839万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1千795万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 5番 當山晴彦議員

30ページ学力向上支援事業費のICT活用指導支援事業委託料の26万円の減について伺います。

○ 宮平敏明総務課長

これは学校にタブレットを導入する事業でありまして、26万円の減額は入札の執行済残となっております。

○ 5番 當山晴彦議員

すみません、もう一件だけ、32ページの教育振興費の負担金補助金及び交付金で小学校の陸上競技大会が減、さまざまなバドミントン大会派遣費も減となっております。この概要を伺います。

○ 宮平昌治教育長

渡嘉敷小学校の小体連については、台風の影響で派遣ができずに全額減となっております

す。その他については、全て執行済の残額を減額としております。

○ 5番 當山晴彦議員

伺っております。この時に、別でチャーター船で行くとか、ヘリとかで行くとか、そういう案はなかったですか。

○ 宮平昌治教育長

そういうことは考えておりません。考えておりませんというか、行うことはしておりません。

○ 5番 當山晴彦議員

せっかく練習して、台風の影響で出れないというのは、子どもたちがどうしてもかわいそうですので、何とか船舶が欠航した場合でもチャーター船で出て行く方々もいますし、またヘリも使えるわけですので、何とかそのへんを次年度検討していただけたらなと思いますが、当局の見解を伺います。

○ 宮平昌治教育長

公的な船舶が欠航した場合にチャーター船ということになると、子どもたちの安全面の確保の面でも、ちょっと問題があるかと思しますので、そのへんはまったく考えておりません。ヘリについても以前からそのことについては学校と調整をした経緯がありまして、そういう場合でもヘリは使わないというふうな統一見解をもたれておりますので、それを踏襲しております。

○ 玉城保弘議長

他に質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

○ 2番 島村武議員

24ページの6款3項の漁協施設清掃機械重機使用料の20万円、この使用目的、それから30ページの離島高校生就学支援事業の21万円のマイナス、これについての説明をお願いします。

○ 新垣聡経済建設課長

漁港管理費の中の重機使用料は保全施設横の石材撤去に使おうと思っております。

○ 座間味秀勝教育課長

離島高校生就学支援事業の21万円減額は1名休学による減となっております。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第42号、平成29年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。松本村長。

○ 松本好勝村長

議案第42号、平成29年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第3号)について、平成29年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月12日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

平成29年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第3号)、平成29年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4千264万1千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第43号、平成29年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。松本村長。

○ 松本好勝村長

議案第43号、平成29年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について。

平成29年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月12日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

予算を定めることについては地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

平成29年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千297万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第44号、平成29年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。松本村長。

○ 松本好勝村長

議案第44号、平成29年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について。

平成29年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月12日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

平成29年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ437万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7千219万3千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第45号、平成29年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。松本村長。

○ 松本好勝村長

議案第45号、平成29年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について。

平成29年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月12日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

平成29年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4千122万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第46号、平成29年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。松本村長。

○ 松本好勝村長

議案第46号、平成29年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について。

平成29年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月12日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

平成29年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

平成29年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ557万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第47号、渡嘉敷村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。松本村長。

○ 松本好勝村長

議案第47号、渡嘉敷村過疎地域自立促進計画の変更について。

渡嘉敷村過疎地域自立促進計画について別紙のとおり変更したいので過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する。同条第1項の規定により議会の議決を求める。過疎地域自立促進市町村計画変更。

平成29年12月12日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

過疎地域自立促進市町村計画を変更することは過疎地域自立促進特別処置法第6条第7項において準用する。同条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次ページから変更計画の様式等がでておりますので、これは変更前、変更後でございますのでご覧になっていただきたいというふうに思います。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開します。

日程第17、議案第48号、工事請負変更契約（村道阿波連線改良工事上部工P1～A2工事）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。松本村長。

○ 松本好勝村長

工事請負変更契約（村道阿波連線改良工事上部工P1～A2工事）について。

平成29年7月7日、村議会の議決を得た村道阿波連線改良工事（上部工P1～A2工事）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

記

契約の目的 村道阿波連線改良工事（上部工P1～A2工事）

契約金額 増額 4,496,040円

住 所 沖縄県那覇市壺川2-13-15

社 名 株式会社 玉新建設

代表者名 代表取締役 大城幸進

平成29年12月12日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

村道阿波連線改良工事（（上部工P1～A2工事）の請負変更契約の締結については議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 3番 平田春吉議員

この増額理由をお聞きしたいですね。というのはこの工事、毎回増額されていますよね、ずっと。

○ 新垣聡経済建設課長

この工事に関しましての変更、増額は、初めて第1回目の変更です。理由としましては、ブラケットの追加、あと調整コンクリートの追加というふうになっております。

○ 3番 平田春吉議員

この工事はもうずっと前からですよ、確かにこの部分の増額は、今だけかもしれませんが、前にもずっと増額していますよね、これ。しょっちゅう増額、増額どういう意味かなと思っているんだけどな。何か意味わからない。

○ 新垣聡経済建設課長

村道阿波連線改良工事に関しましては、年度毎に事業計画を立てておまして、その年度の中で単価見直しがあったり、執行残の有効利用ということで増額、その年度補助事業で賄っているものですから、満額を執行するために予算残は同額で執行しているということです。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、発議第2号、米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議の提出についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。平田春吉議員。

○ 3番 平田春吉議員

発議第2号

平成29年12月12日

渡嘉敷村議会議長 玉城保弘殿

提出者 渡嘉敷村議会議員 平田春吉

賛成者 渡嘉敷村議会議員 小嶺 勉

米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により議会の議決を得たいので提出します。

発議第2号

米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議

去る8月5日、米軍普天間飛行場所属のMV22オスプレイがオーストラリア東部の沖合で、米艦船に着艦しようとした際に海面に墜落し、乗員3名が死亡する事故が発生した。

オスプレイについては、開発段階での試験飛行や実戦配備後に墜落等を繰り返し、多数の犠牲者を出していることから、その安全性をめぐる構造上の欠陥が指摘されていた機体であり、本会を初め沖縄県議会、県内全41市町村議会において配備反対の抗議決議を行い、更に配備決壊を求めた建白書を提出するなど、多く県民の配備反対の声があるにもかかわらず強行配備されたものである。

オスプレイに対する県民の不安が一向に払拭されない中、昨年12月13日、飛行訓練中に名護市安部の海岸に墜落事故を起こし、さらに同日、別機が普天間飛行場で胴体着陸するという事故が連続して発生した。また今年に入り、6月6日に伊江島補助飛行場、6月10日に奄美空港、8月29日に大分空港、そして去る9月29日には新石垣空港に緊急着陸するというトラブルを立て続けに起こしており、県民の米軍及び日米両政府に対する不信感が一層積もっている。

今回の事故を受け、日本政府は米側に対しオスプレイの飛行自粛を求めたが、米軍はこ

の要請を事実上、拒否する形でその2日後に飛行を強行した。

このように日本政府の要請を一顧だにせず、運用上の必要性を理由に県民の声を無視し続ける県民軽視の米軍の姿勢に憤りを禁じ得ない。

日本政府は、米側に対し県民の基地負担軽減に向けた強い決意のもとで毅然とした対応をとるべきであり、また日米両政府においては、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られるようさらに全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し、厳重に抗議するとともに、下記の事項を速やかに措置されるよう強く要求する。

記

1. オスプレイ墜落事故の原因を徹底的に究明し速やかに公表すること。
2. 事故原因の究明安全性が確保されるまでオスプレイの飛行を一切中止すること。
3. 民間地上空での米軍航空機の飛行訓練を中止すること。
4. 閣議決定された普天間飛行場の5年以内の運用停止を図ること。
5. 日米地位協定を抜本的に見直すこと。

以上、決議する。

平成29年12月12日 沖縄県島尻郡渡嘉敷村議会

あて先

駐日米国大使、駐日米軍司令官、第3海兵遠征軍司令官、在沖米国総領事
内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局長

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました

日程第19、発議第3号、普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する抗議決議の提出についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。小嶺勉議員。

○ 4番 小嶺勉議員

発議第3号

平成29年12月12日

渡嘉敷村議会議長 玉城保弘殿

提出者 渡嘉敷村議会議員 小嶺 勉

賛成者 渡嘉敷村議会議員 當山清彦

普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する抗議決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により議会の議決を得たいので提出します。

発議第3号

普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する抗議決議

去る10月11日午後5時過ぎ、米軍普天間飛行場所属のCH53E大型輸送ヘリコプターが東村高江の民間地域に不時着、炎上する事故が発生した。

事故現場周辺においては、6カ所のヘリパッド建設が強行された結果、民間地上空での訓練が激化し、いつ事故が発生するかわからないという訴えが相次ぐなか、事故が発生したものである。

事故現場は、民間の牧草地で民家から数百メートルしか離れておらず、県道70号線にも近接していることから、まさに県民を巻き込む大惨事寸前の事故であり、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に強い衝撃を与えるとともに、地元住民の不安と恐怖ははかり知れないものがある。

米軍航空機の事故については、これまで枚挙にいとまがないほど発生しており、普天間基地所属のMV-22オスプレイが昨年12月13日訓練中に名護市安部の沿岸に墜落事故を起こし、さらに、同日、別機が普天間飛行場で胴体着陸するという事故が連続して発生した。また今年に入り6月6日に伊江島補助飛行場、6月10日に奄美空港、8月29日に大分空港、9月29日には新石垣空港に緊急着陸するというトラブルを立て続けに起こすなど異常な事態となっている。

米軍機に関する事故については、その都度、本会を初め県議会や地元市町村議会などが米軍や関係機関に繰り返し抗議決議を行ってきたにもかかわらず、事故が後を絶たない現状に怒りを覚えるとともに、米軍の安全管理体制の不備を指摘せざるを得ない状況となっている。

日米両政府においては、米軍機による事故等が頻発している実態を真摯に受け止め、県民の過重な基地負担の確実な軽減が図られるよう、より一層全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本会は県民の財産を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実施するよう強く要請する。

記

1. CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故の原因究明し、速やかに公表すること。
2. 事故原因の究明、安全性が確保されるまで同型機の飛行を一切中止すること。
3. 民間地上空及び水源地上空での米軍航空機の飛行訓練を中止すること。

4. 東村高江地区周辺 6カ所のヘリパッドの使用を禁止すること。
5. 日米地位協定を抜本的に見直すこと。

以上、決議する。

平成29年12月12日 沖縄県島尻郡渡嘉敷議会

あて先

駐日米国大使、在日米国司令官、第3海兵遠征軍司令官、在沖米国総領事
内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局長

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、発議第4号、在沖米海兵隊による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議の提出
についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。當山清彦議員。

○ 5番 當山清彦議員

発議第4号

平成29年12月12日

渡嘉敷村議会議長 玉城保弘殿

提出者 渡嘉敷村議會議員 當山 清彦

賛成者 渡嘉敷村議會議員 與那嶺雅晴

在沖米海兵隊による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により議会の議決を得たいの
で提出します。

発議第4号

在沖米海兵隊による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議

去る11月19日午前5時25分ごろ、那覇市の国道58号泊交差点において、米軍公用車のト
ラックと右折しようとしていた軽トラックが衝突し、運転していた那覇市の男性社員が
死亡する事故が発生した。

米軍公用車を運転していた在沖米海兵隊員の呼気からは基準値の約3倍を超えるアルコ
ールが検出され、同日、那覇署に逮捕された。

本会は、これまでも米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止等を徹底するよう米軍を始め関係機関に強く申し入れてきたところである。それにもかかわらず、在沖米海兵隊員による飲酒運転事故によって県民の尊い命が失われたことは極めて遺憾であり、基地あるがゆえの事件・事故が繰り返されることに怒りを禁じ得ない。

特に今回、公用車が公務外に使用されているという事実に鑑みると、米軍における綱紀粛正や再発防止の取り組みは、もはや機能していないと言わざるを得ない。米軍及び日米両政府においては、事故に至る経緯等も含め十分に調査するとともに、遺族に対する補償などについて誠実に対応すべきである。また、日本政府においては、このような事故が再び起こることがないように米側に毅然とした態度で臨むべきである。

よって、本会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

1. 被害者遺族への謝罪及び完全な補償を速やかに行うこと。
2. 在沖米海兵隊の早期の国外、県外への移転を行うこと。
3. 在沖米軍人・軍属による凶悪犯罪等に対し、司令官及び上司の更迭を図ること。
4. 沖縄県・日本政府・米国政府の三者による特別対策協議会を設置して、事件・事故の再発防止を図ること。
5. 日米地位協定を抜本的に見直すこと。

以上のとおり決議する。

平成29年12月12日 沖縄県島尻郡渡嘉敷村議会

あて先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、第3海兵遠征軍司令官
在沖米国総領事、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官
沖縄及び北方対策担当大臣、外務省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局長
以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、平成29年渡嘉敷村議会第7回定例会において議決された事件の条項・字句・数字その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って本定例会において議決された事件の条項・字句・数字その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了いたしました。従って、会議規則第7条の規定のよって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年第7回渡嘉敷村議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時00分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号2番）

署名議員（議席番号3番）
